

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部

第 7 3 回 本 部 会 議

日時：令和3年8月26日（木） 16：00～
場所：本庁3階テレビ会議室等

1 開 会

2 議 事

- (1) 北海道における緊急事態措置について（協議事項）
- (2) 道の警戒ステージの改定について（協議事項）

3 閉 会

資料1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更内容の概要
資料2 道内の感染状況等について（案）
資料3 札幌市の感染状況について
資料4 北海道における緊急事態措置（案）
資料5 北海道における緊急事態措置（道案）に対する主な意見
資料6 石狩振興局の取組
資料7 後志総合振興局の取組
資料8 上川総合振興局の取組
資料9-1 道の警戒ステージの改定について
資料9-2 「新しい警戒ステージ」について（改定案）
資料10 「新しい警戒ステージ」について（改定道案）に対する主な意見

新型コロナウイルス感染症に係る 基本的対処方針の主な変更について

資料1

1 措置区域等の追加

	追加区域	期 間
緊急事態 措置区域	北海道、宮城県、 岐阜県、愛知県、 三重県、滋賀県、 岡山県、広島県	8月27日 ～9月12日 (17日間)
まん延防 止等重点 措置区域	高知県、佐賀県、 長崎県、宮崎県	

2 対策の実施に関する事項の 主な変更点

項目	内 容
学校等 の取扱 い	中学校、小学校、幼稚園等 の教職員や速やかな帰宅が 困難である等の事情のある 児童生徒（小学校4年生以 上）への抗原簡易キットの 活用等
医療等	カシリビマブ・イムデビマ ブ（中和抗体薬）について、 投与後の観察体制の確保等 の一定の要件を満たした医 療機関による外来投与の実 施

道内の感染状況等について (案)

【令和3年8月26日】

主な指標の状況

	医療提供体制等の負荷			監視体制	感染状況		
	病床全体	うち重症者用病床	療養者数	検査陽性率	新規感染者数	先週1週間との比較	感染経路不明割合
全道 (8/25)	895床 ↑	18床 ↓	5051人 ↑	10.2% ↑	3620人/週 (68.2人) ↑	1.15 ↑	43.5% ↑
道ステージ5基準 (国ステージⅣ)	900床	90床	1327人	10%	1327人/週 (25.0人)	増加	50%
道ステージ4基準 (国ステージⅢ)	350床	35床	796人	10%	796人/週 (15.0人)	増加	50%

※()は10万人あたりの新規感染者数 ※各指標の動向(矢印)は、1週間前との比較

措置区域の主な指標の状況

8/25	医療提供体制	監視体制	感染状況		
	病床 (三次医療圏)	検査 陽性率	新規 感染者数	先週1週間 との比較	感染経路 不明割合
札幌市	道央圏 525床 ↑	11.3% ↑	2012人/週 (102.9人) ↑	1.12 ↑	45.8% ↓
石狩振興局 (札幌市を除く)		14.2% ↓	264人/週 (62.6人) ↑	1.04 ↑	42.4% ↓
小樽市		4.5% ↑	42人/週 (36.0人) ↑	1.11 ↑	33.3% ↓
旭川市		道北圏 130床 ↑	10.8% ↑	416人/週 (123.3人) ↑	1.72 ↑

※()は10万人あたりの新規感染者数 ※各指標の動向(矢印)は、1週間前との比較

2

国の分科会提言で示された新たな指標

	医療提供体制等の負荷			監視体制	感染の状況		
	①医療の逼迫具合			②療養者数	③PCR陽性率	④新規陽性者数	⑤感染経路 不明割合
	入院医療		重症者用病床				
全道 (8/25)	確保病床の 使用率 44.9%	入院率 17.7%	確保病床の 使用率 12.6%	95.2人	10.2%	68.2人	43.5%
うち 札幌市内	57.1%	13.0%	15.4%	135.7人	11.3%	102.9人	45.8%
国 ステージⅣの 指標	確保病床の 使用率 50%以上	入院率 25%以下	確保病床の 使用率 50%以上	30人 /10万人以上	10%以上	25人 /10万人/週以上	50% 以上
国 ステージⅢの 指標	確保病床の 使用率 20%以上	入院率 40%以下	確保病床の 使用率 20%以上	20人 /10万人以上	5%以上	15人 /10万人/週以上	50% 以上

3

総 評①

【感染状況】

- 全道の新規感染者数は、一日あたり400人を超える日が続くなど、感染拡大が続いている。道内各地において感染者数が増加しており、感染の広がりが見られる。
- 特に措置区域においては、全体の75%を占め、新規感染者数を押し上げている。札幌市においては、新規感染者数が200人を超える日が続くなど、厳しい感染状況が継続している。
- 主要な地点における人流は、まん延防止等重点措置の実施後、減少しているが、足下で増加している地点も見られる。

【デルタ株】

- 直近一週間では、検査数の約80%がデルタ株となった。国においても、デルタ株にほぼ置き換わったとの見解が示されている。

【医療提供体制】

- 入院患者数、療養者数は増加が続いている。札幌市内においては、病床使用率は50%を超え、厳しい状況。札幌市以外の地域においても、感染者数の増加に伴い、医療提供体制の負荷が増加している。今後、重症者数の増加も懸念される。

【ワクチン】

- 道内における接種率は、8月24日現在、1回目43.7%、2回目34.7%。

4

総 評②

【今後の対策】

- 8月25日、国は緊急事態措置の北海道への適用を決定。国における緊急事態宣言を踏まえ、道の警戒ステージを5に移行し、デルタ株の置き換わりを念頭において、全道域で警戒レベルを最大限に引き上げて、人と人との接触の低減を図る。特に感染拡大の主な起点とされる飲食の場面における感染防止対策の徹底を図る。
- まん延防止等重点措置の下で重点的な対策を講じてきた石狩振興局管内（札幌市を含む）、小樽市及び旭川市においては、緊急事態宣言の下、特定措置区域に指定し、人の動きの徹底した抑制に向けてさらなる対策を講じる。
- 北海道が緊急事態宣言下にあることを踏まえ、来道を検討されている方に対して、SNSなどを活用し、慎重な対応を働きかける。
- 必要に応じ、病床の更なる確保などに取り組むとともに、自宅で療養する方に対して、食品や日用品セットの配付やパルスオキシメーターの貸与に加え、保健所による健康観察の徹底や必要に応じた在宅医療の提供など、万全の支援を行う。
- 一般向け接種の本格化に伴い、道のワクチン接種センターの活用や職域接種の支援など希望される方に一日も早くワクチン接種を受けていただけるよう、市町村等と連携して取り組む。
- 若年者の感染が増加しており、新学期を迎える中、学校における感染状況をモニタリングし、感染防止対策の一層の徹底を図る。

5

全道の感染状況等

1 新規感染者数

	空知	石狩 (札幌除く)	札幌市	後志 (小樽除く)	小樽市	胆振	日高	渡島	檜山	上川 (旭川除く)	旭川市	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室	道外	合計
8/12 ～ 8/18	86	254	1,794	12	38	109	17	149	1	41	242	3	8	42	152	110	15	68	3,141
8/19 ～ 8/25	71	264	2,012	37	42	130	18	146	2	41	416	12	15	70	170	72	47	55	3,620
先週 比	0.83	1.04	1.12	3.08	1.11	1.19	1.06	0.98	2.00	1.00	1.72	4.00	1.88	1.67	1.12	0.65	3.13	0.81	1.15

※「居住地」により整理。なお、居住地非公表として発表した者等は、各振興局等に含めて計上。
※振興局別の感染状況は、変動が大きくなる場合があることに留意。

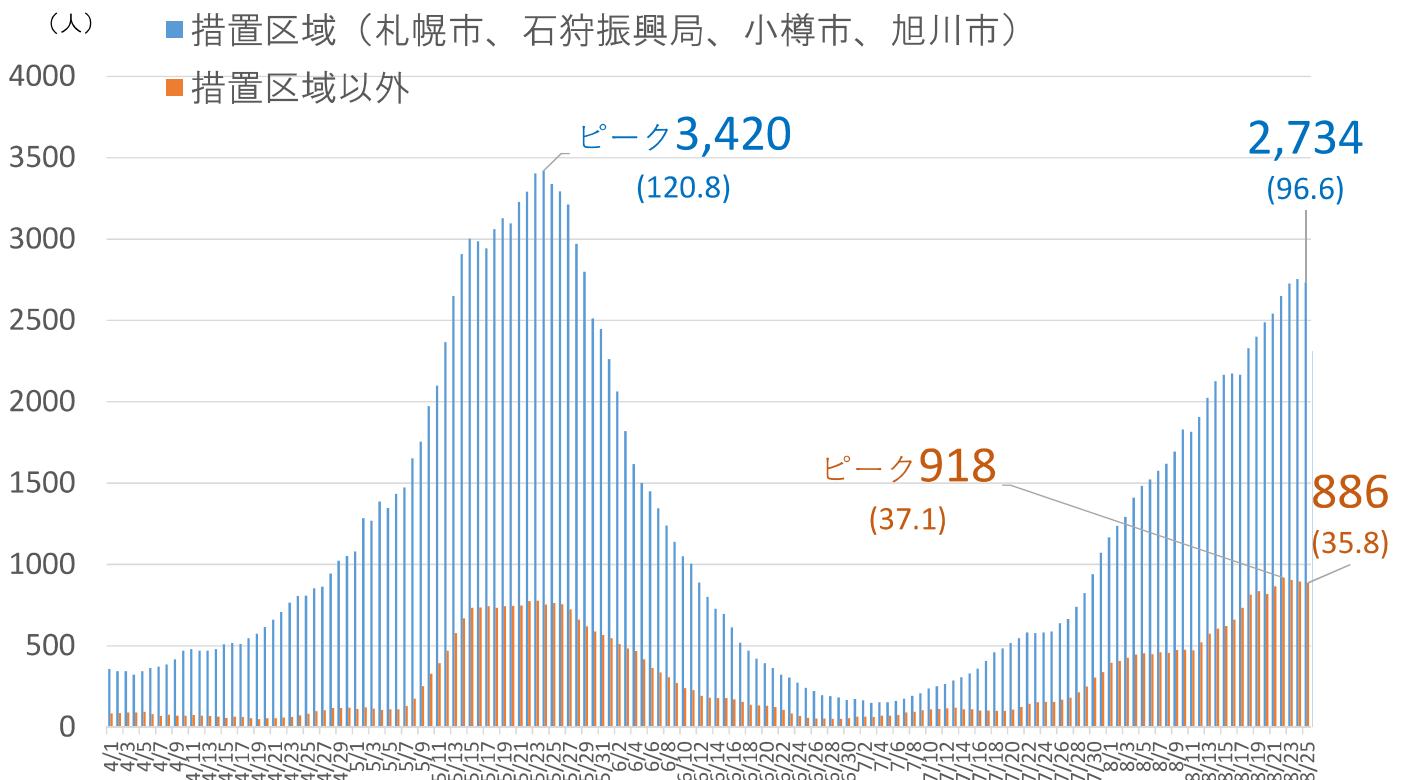
2 病床使用率

	道央圏	道北圏	道南圏	十勝圏	オホーツク圏	釧路・根室圏	全道
8/25	50.0%	43.0%	46.6%	41.1%	25.4%	33.2%	44.9%

※圏域別の感染状況は、変動が大きくなる場合があることに留意。

6

新規感染者数(措置区域／措置区域以外)



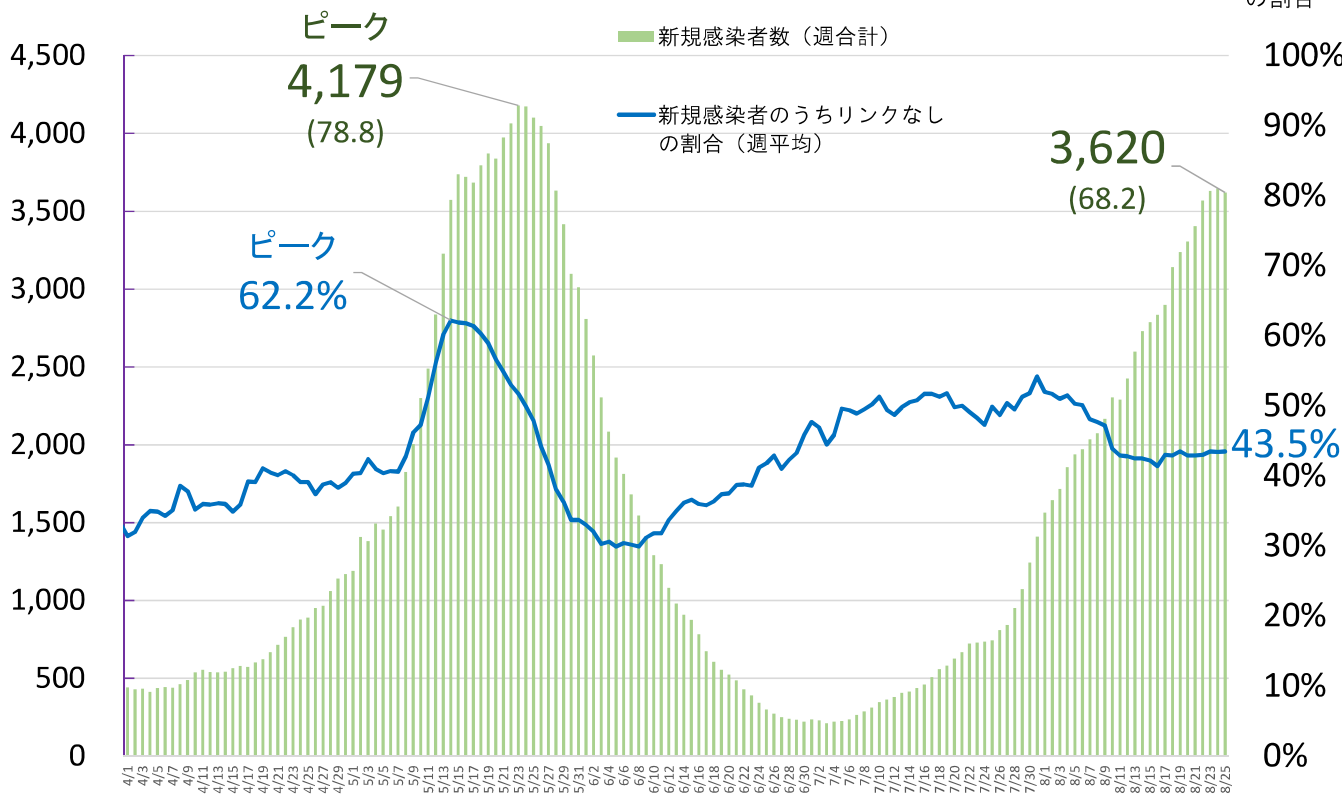
()は10万人当たり人数

7

感染状況(全道)

新規感染数(人)

リンクなしの割合



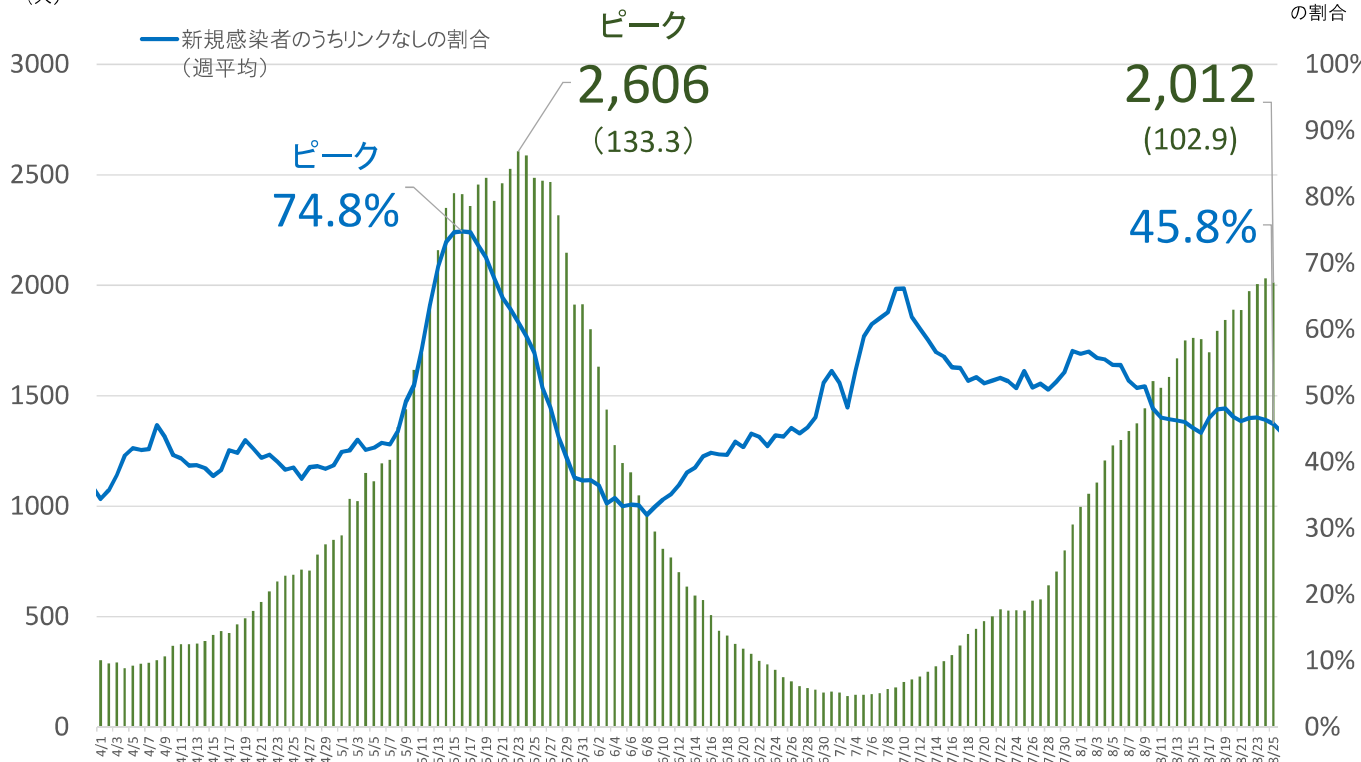
()は10万人当たり人数

措置区域

札幌市の感染状況

新規感染数(人)

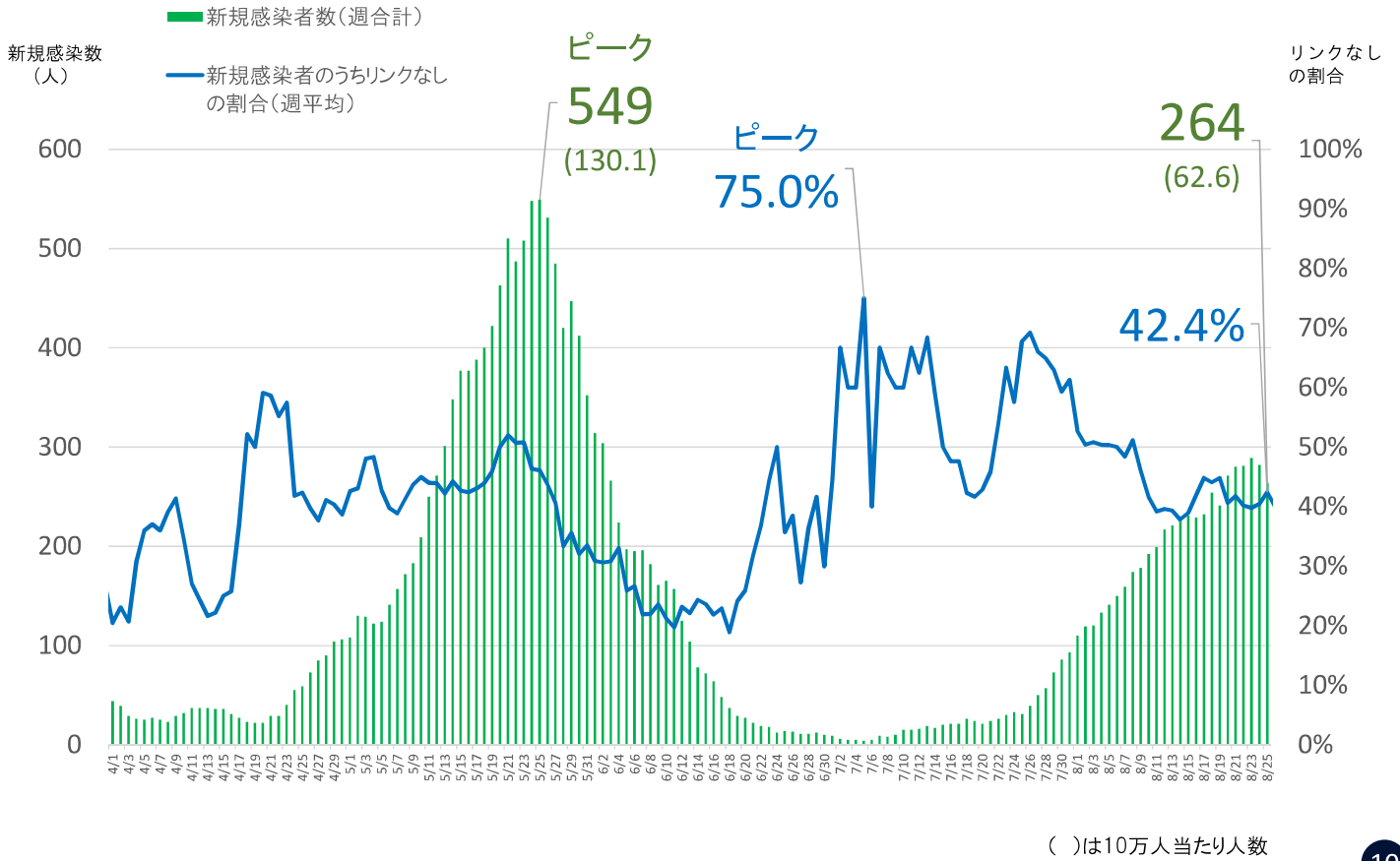
リンクなしの割合



()は10万人当たり人数

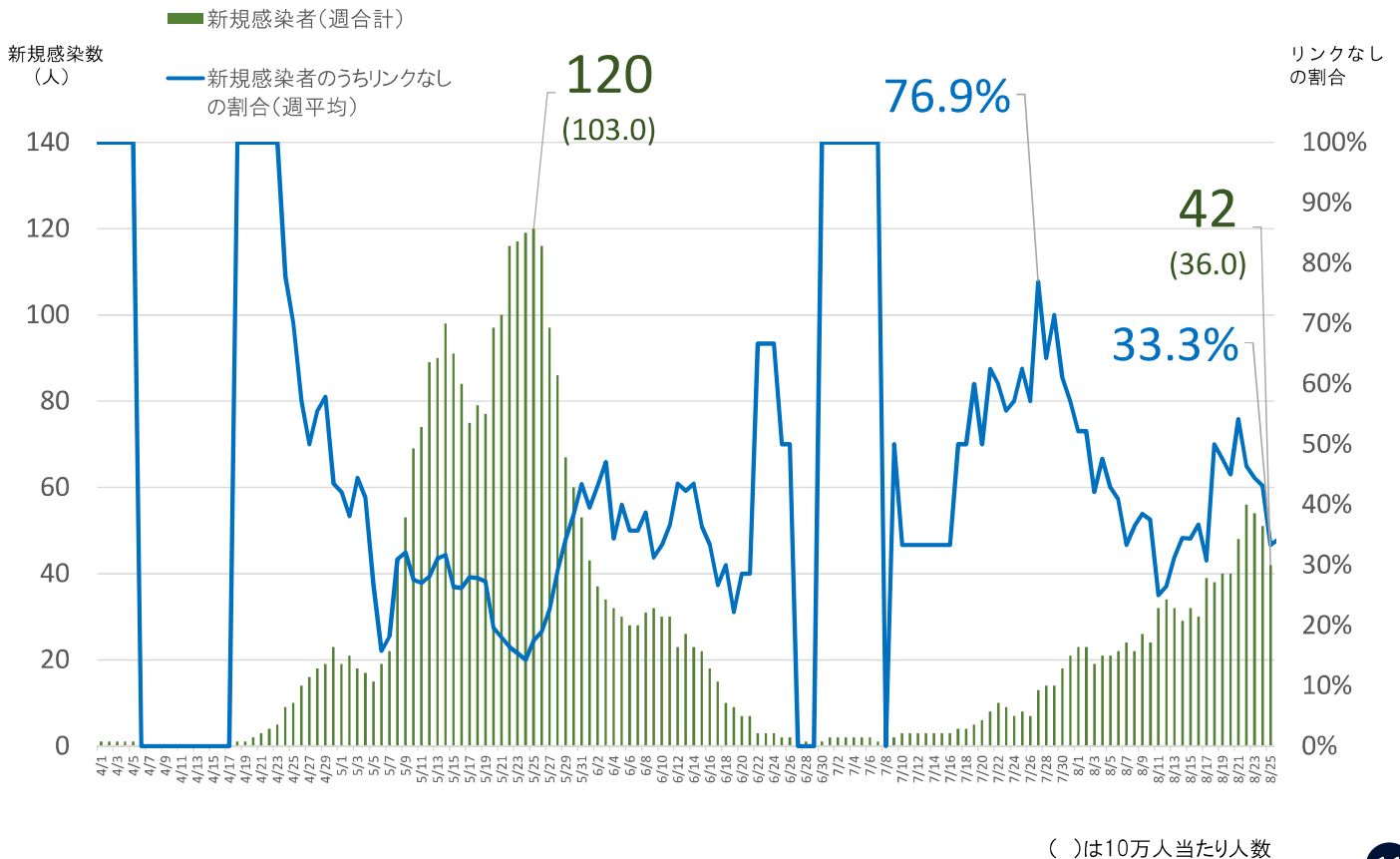
措置区域

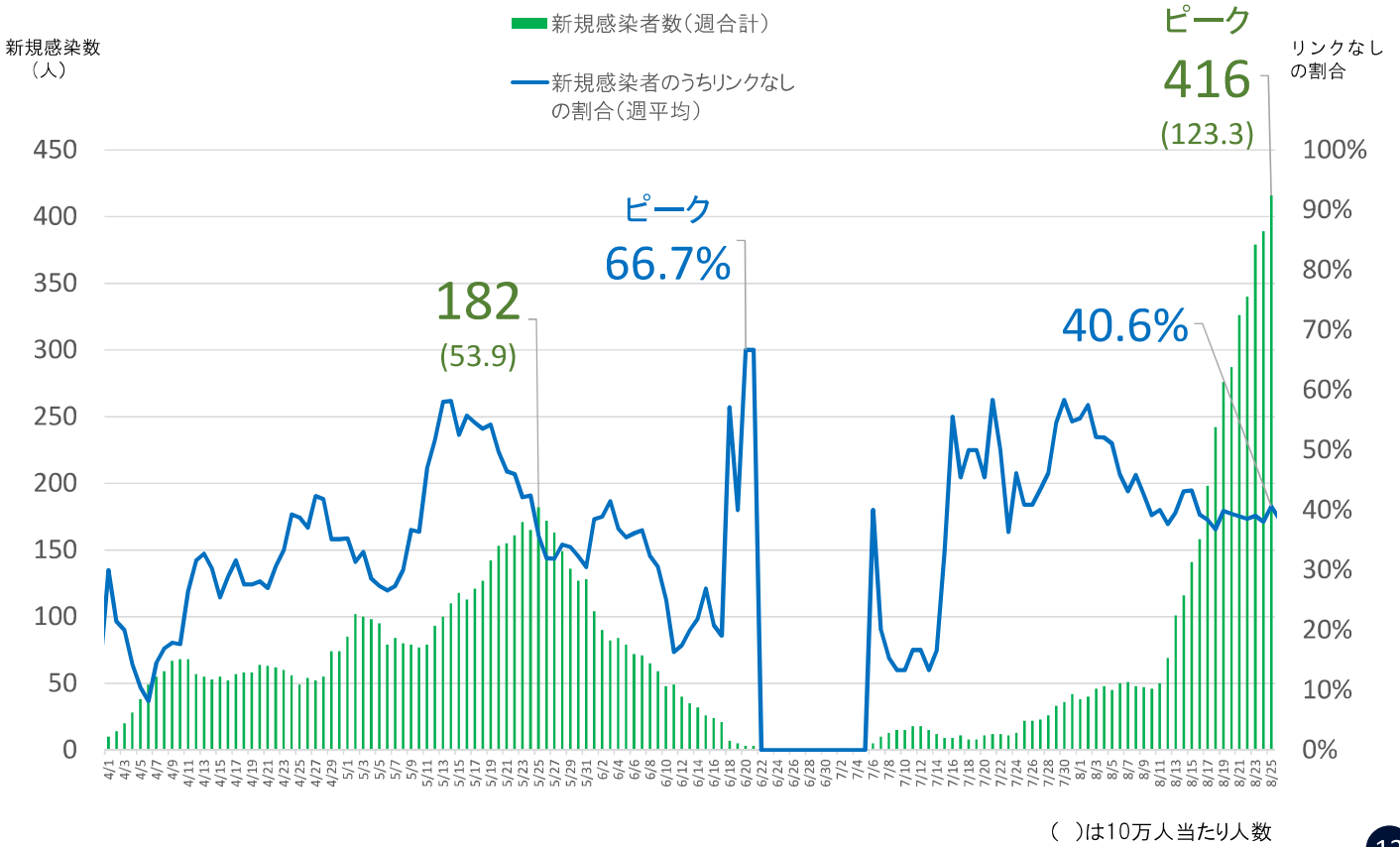
石狩振興局管内(札幌市除く)の感染状況



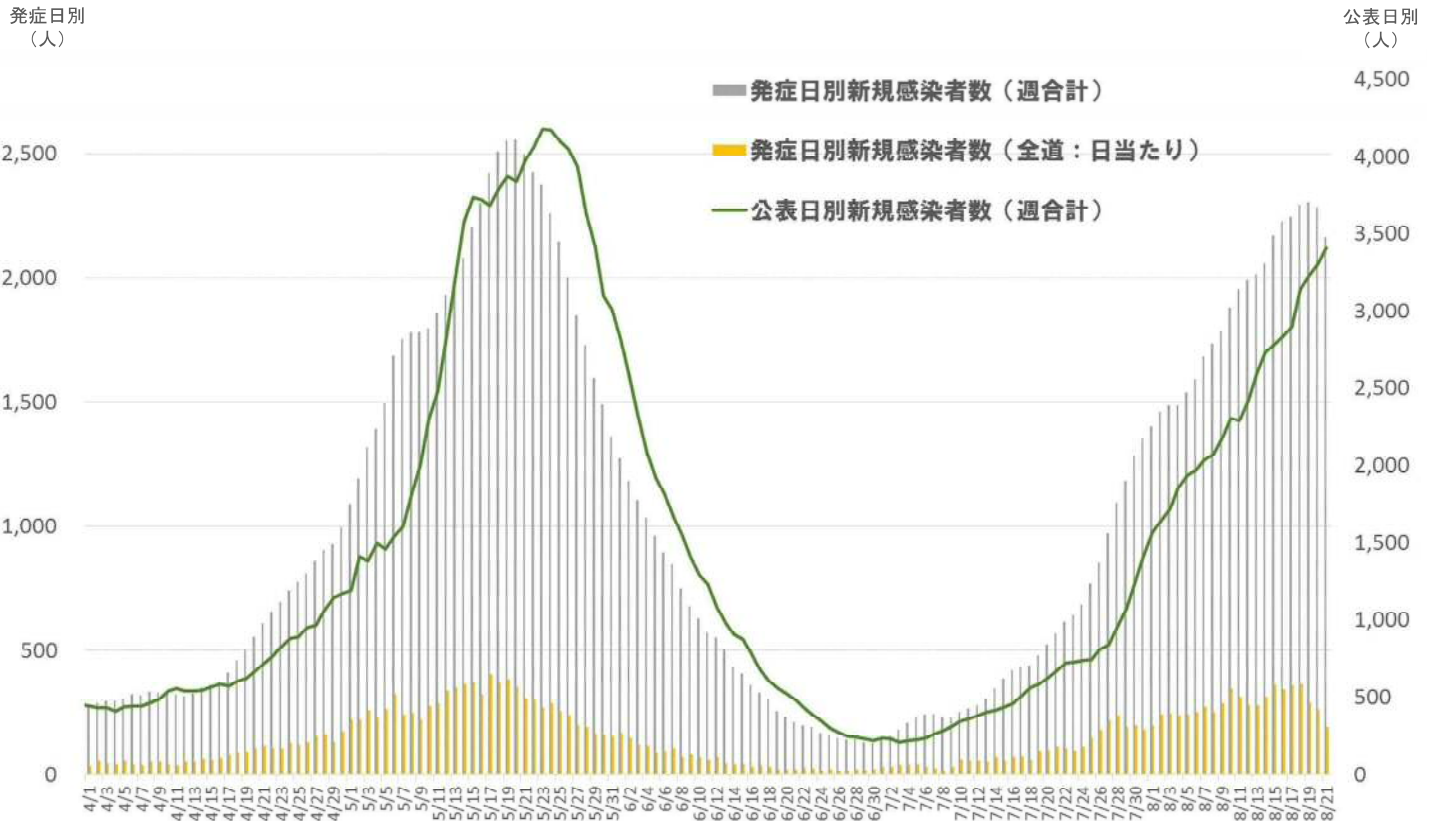
措置区域

小樽市の感染状況



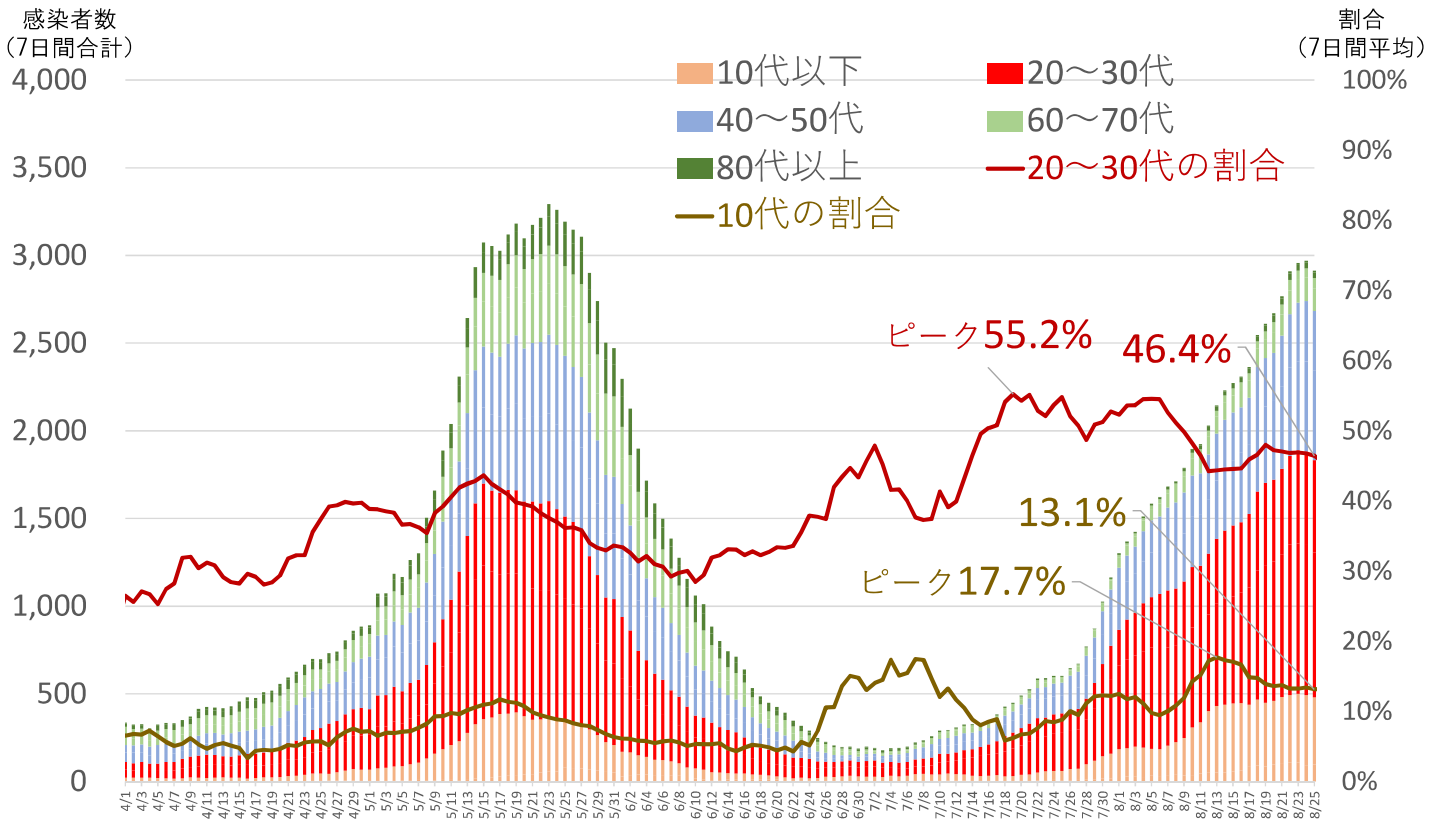


発症日別～公表日別の新規感染者数(全道)



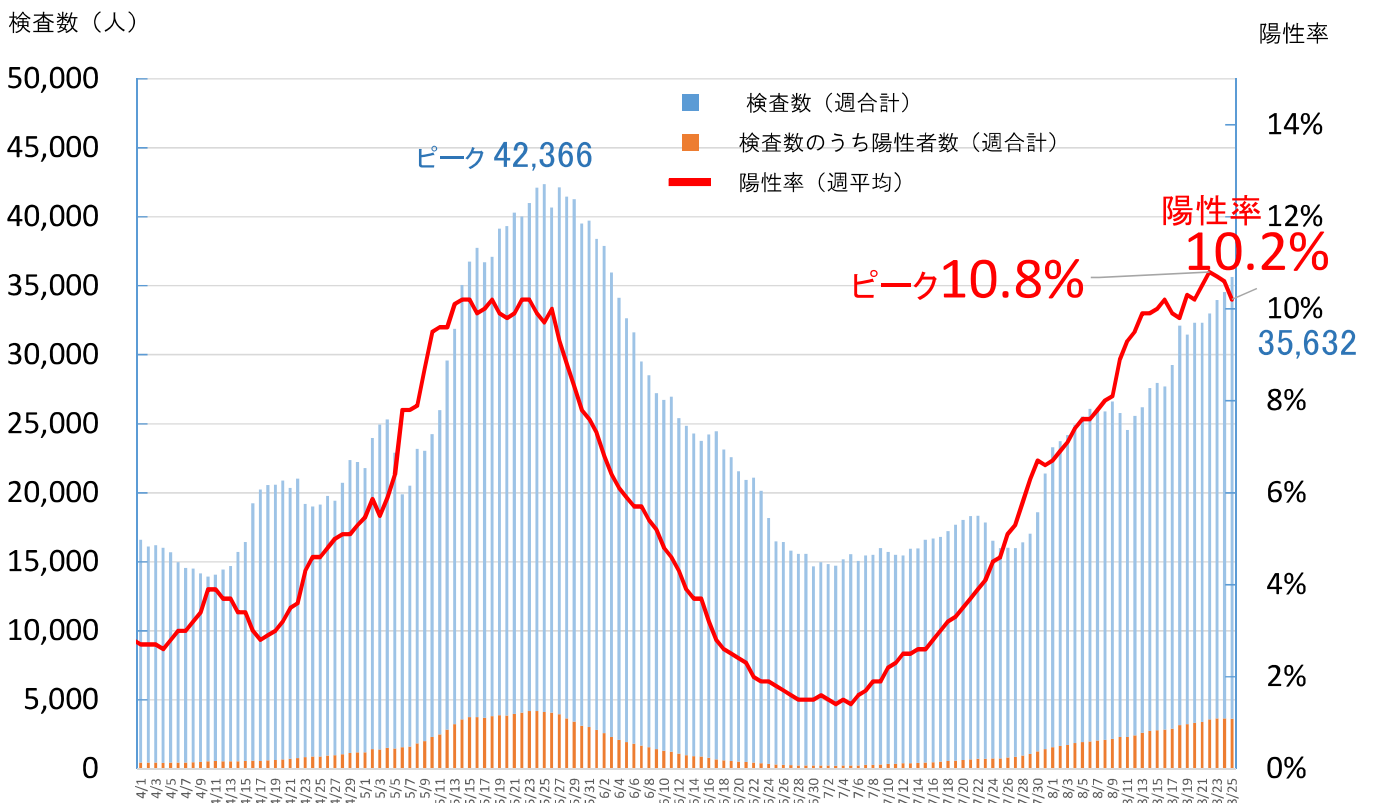
※発症日別新規感染者数については、調査に時間を要するため、数日前のデータとなる。
 ※無症状者及び発症日不明者があるため、発症日別と公表日別の公表人数が異なる。

年代別感染者数の推移(全道)

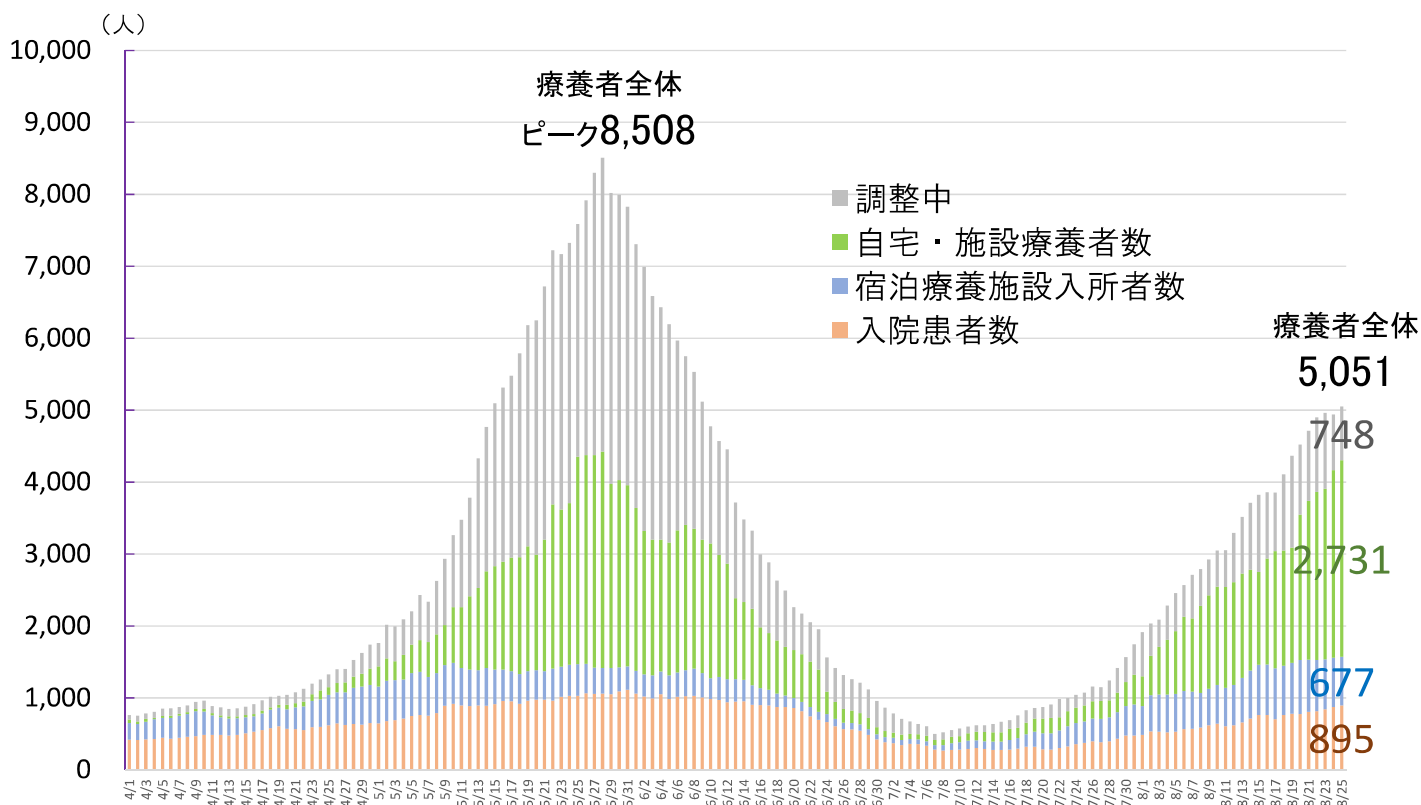


(新規感染者のうち年齢公表分を集計)

監視体制(陽性率と検査数)(全道)

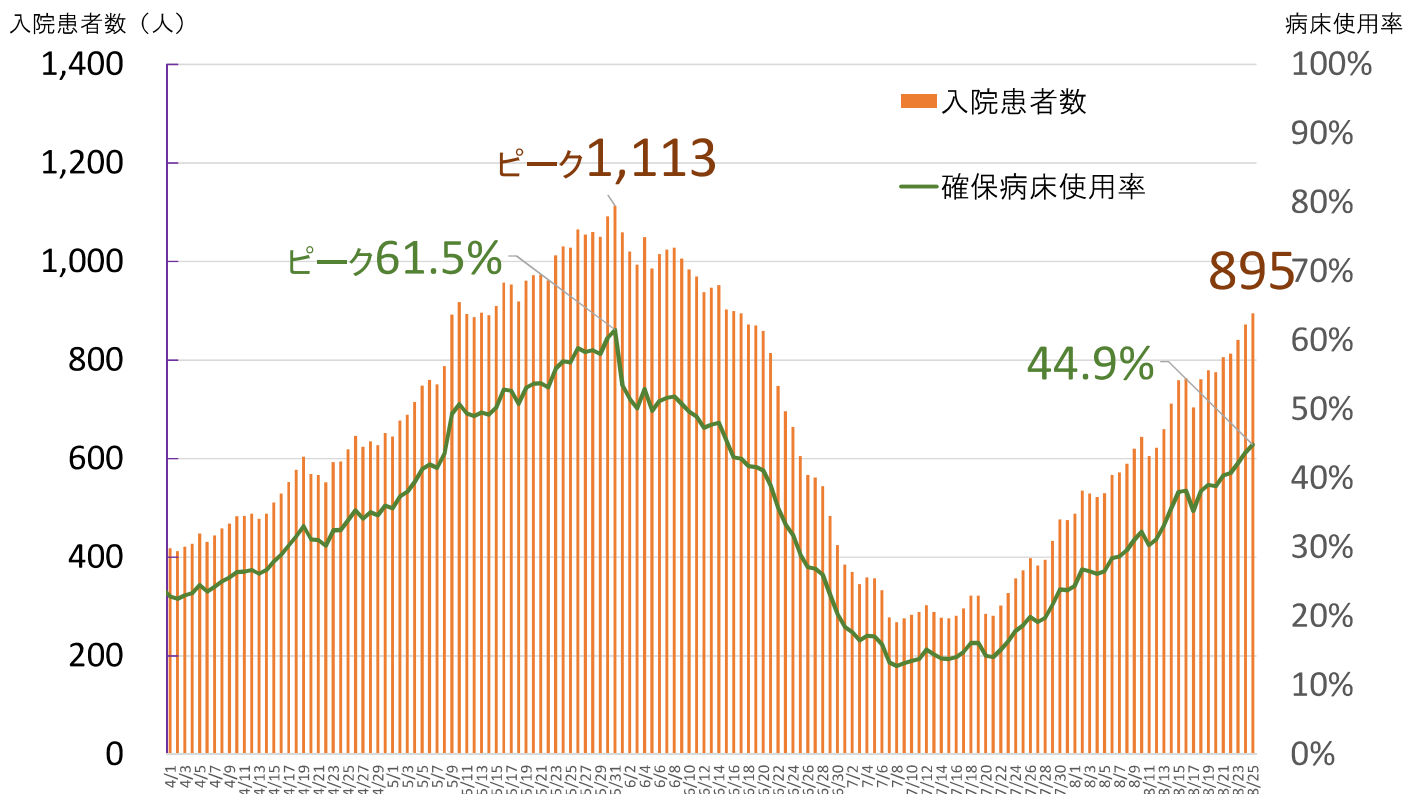


医療提供体制等の負荷(療養者全体)(全道)

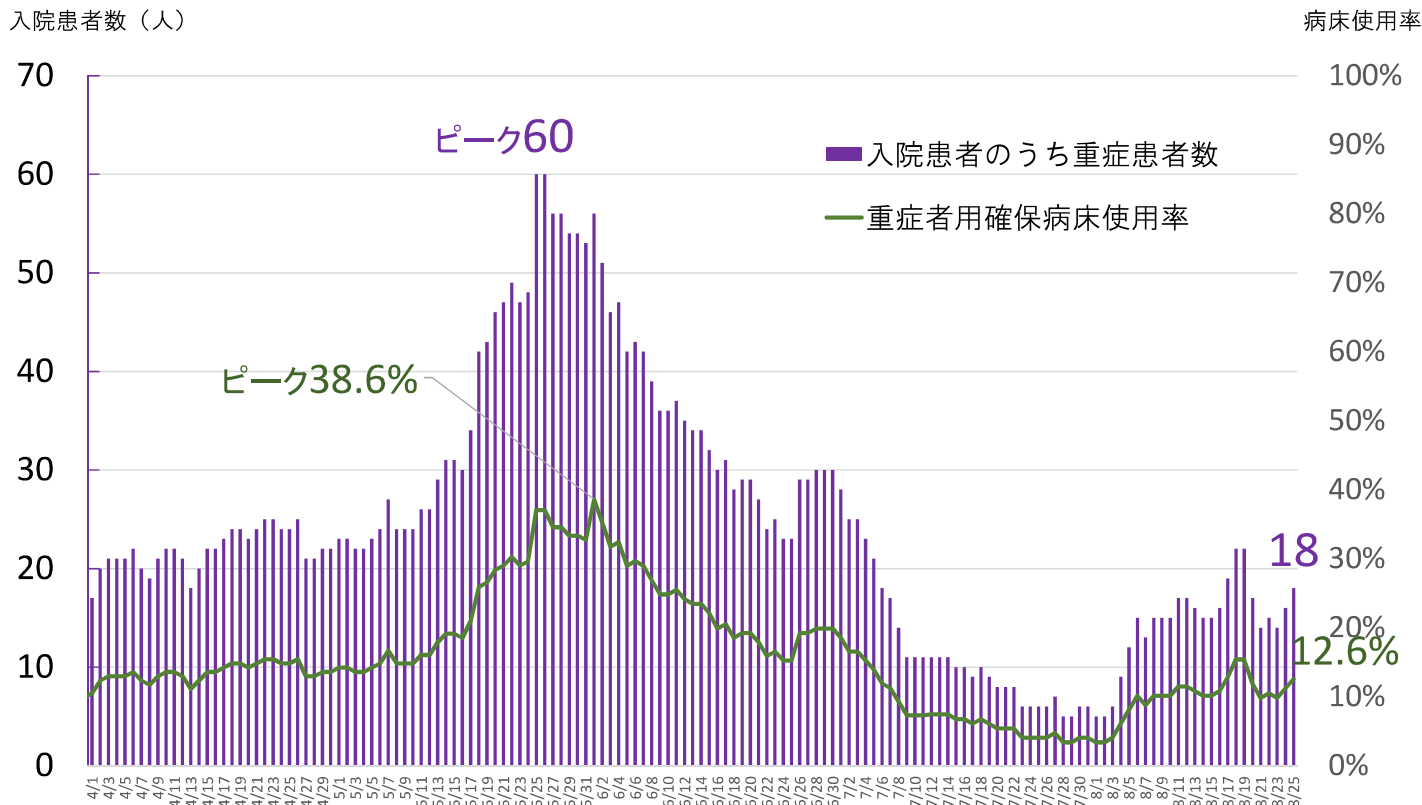


※「調整中」は、入院、宿泊療養、自宅療養、施設療養といった対応を調整している人数で、翌日以降、入院や宿泊療養などの対応が確定するもの。

医療提供体制等の負荷(病床全体)(全道)



医療提供体制等の負荷(重症者用病床)(全道)



18

検査・医療提供体制の状況 (R3.8.25現在)

診療

発熱者等診療・検査医療機関(発熱外来) 879カ所

検査

地域外来・検査センター(検体採取) 17カ所

検査機関

道衛研、道立10保健所、各市(札幌・旭川・函館・小樽)の保健所のほか、医療機関、民間検査機関等

医療

確保病床 1994床

臨時医療施設 1カ所(札幌市内)

入院待機ステーション 1カ所(札幌市内)

宿泊療養

宿泊療養施設

11棟 2385人

周産期

▶3育大や周産期母子医療センターと連携し、感染症患者の分娩や産科的リスクが高い患者にも対応

自宅療養

▶医師が入院の必要性を判断した上で自宅療養をされる方に対し支援

主な支援内容

保健所による健康観察の徹底

パルスオキシメーターの貸与

医療機関による訪問診療等の確保

食品や日用品セットの配布

19

集団感染の発生状況(全道)

	4月	5月	6月	7月	8月 (8/1~24)
医療施設 福祉施設	23件 (512人)	86件 (1899人)	22件 (220人)	5件 (55人)	23件 (280人)
事業所等	9件 (81人)	36件 (605人)	26件 (260人)	18件 (142人)	37件 (393人)
飲食店等	14件 (102人)	13件 (134人)	2件 (16人)	11件 (80人)	20件 (184人)
学校	7件 (113人)	23件 (234人)	9件 (89人)	9件 (147人)	13件 (300人)
合計	53件 (808人)	158件 (2872人)	59件 (585人)	43件 (424人)	93件 (1157人)

※「飲食店等」には、接待を伴うもの及び飲食を伴う行事(集会・イベント等)を含み、その他の行事については、「事業所等」に含めている。

20

集団感染の発生状況(措置区域／それ以外)

	8/4~10		8/11~17		8/18~24	
	措置区域	それ以外	措置区域	それ以外	措置区域	それ以外
医療施設 福祉施設	1件 (5人)	2件 (17人)	7件 (89人)	2件 (21人)	8件 (55人)	1件 (26人)
事業所等	4件 (114人)	4件 (30人)	8件 (91人)	4件 (32人)	7件 (55人)	5件 (35人)
飲食店等	2件 (13人)	—	5件 (65人)	2件 (27人)	4件 (27人)	3件 (23人)
学校	3件 (39人)	3件 (151人)	4件 (89人)	—	2件 (15人)	1件 (6人)
合計	10件 (171人)	9件 (198人)	24件 (334人)	8件 (80人)	21件 (152人)	10件 (90人)

※「飲食店等」には、接待を伴うもの及び飲食を伴う行事(集会・イベント等)を含み、その他の行事については、「事業所等」に含めている。

※措置区域：札幌市、石狩振興局、小樽市

21

デルタ株の検査状況

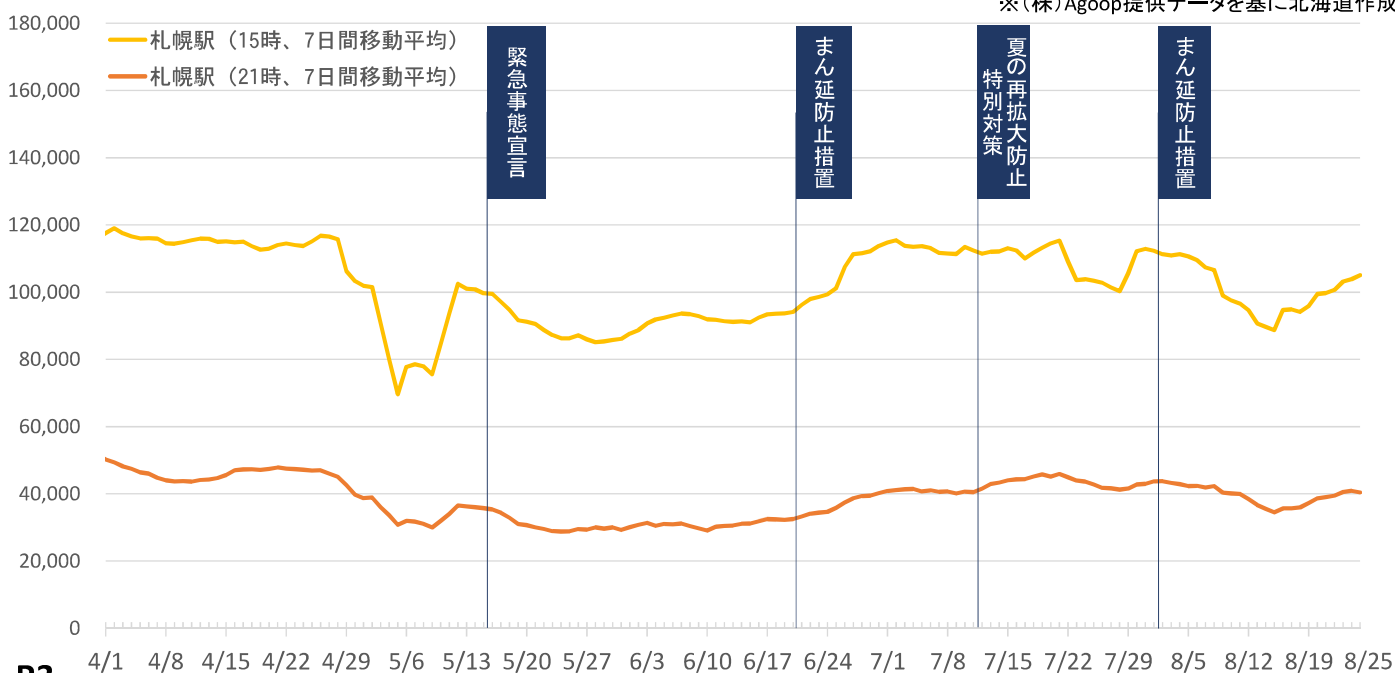
期間	スクリーニング検査数	デルタ株 疑い事例	スクリーニング 検査陽性率(※)
8/5~11	1338	855 (580)	72.0%
8/12~18	2411	1564 (1008)	70.6%
8/19~25	2073	1536 (930)	81.9%

※スクリーニング検査数から検出不能な検体数を除いて陽性率を算出

※()は、うち札幌市の事例数

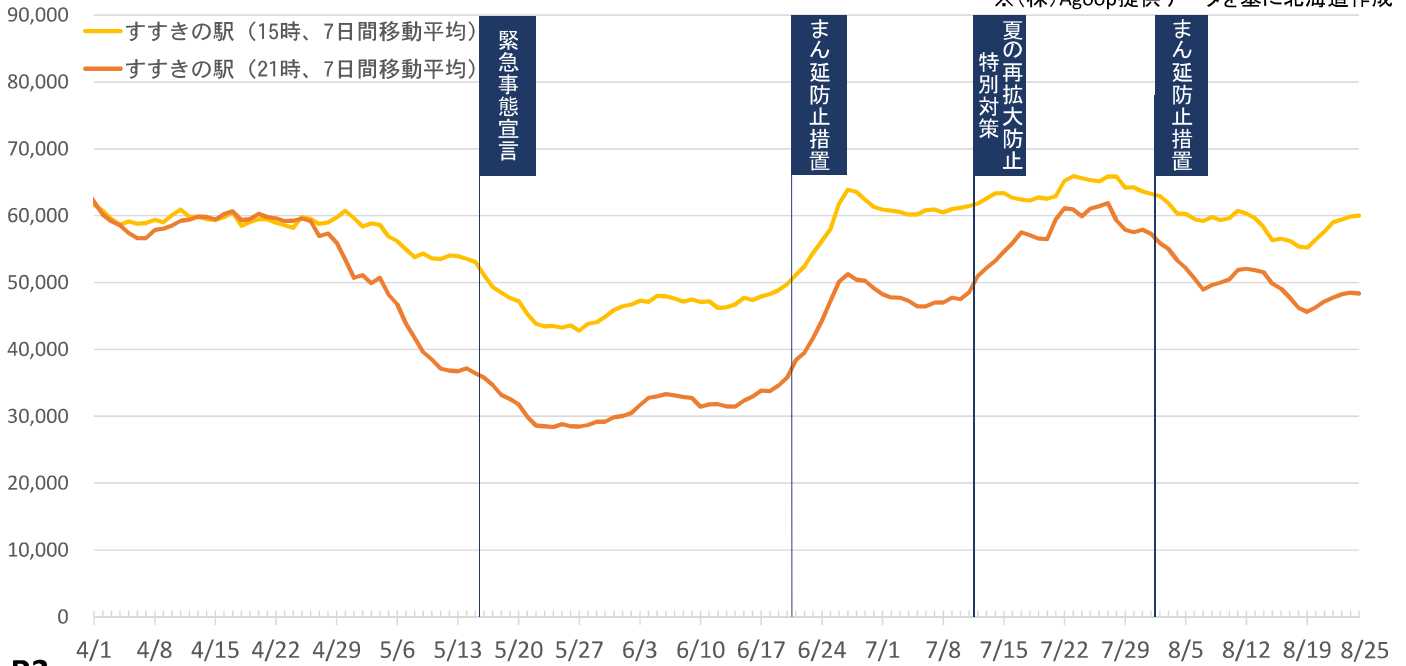
札幌市の人出(札幌駅周辺)

※(株)Agoop提供データを基に北海道作成



札幌市の人出(すすきの駅周辺)

※(株)Agoop提供データを基に北海道作成



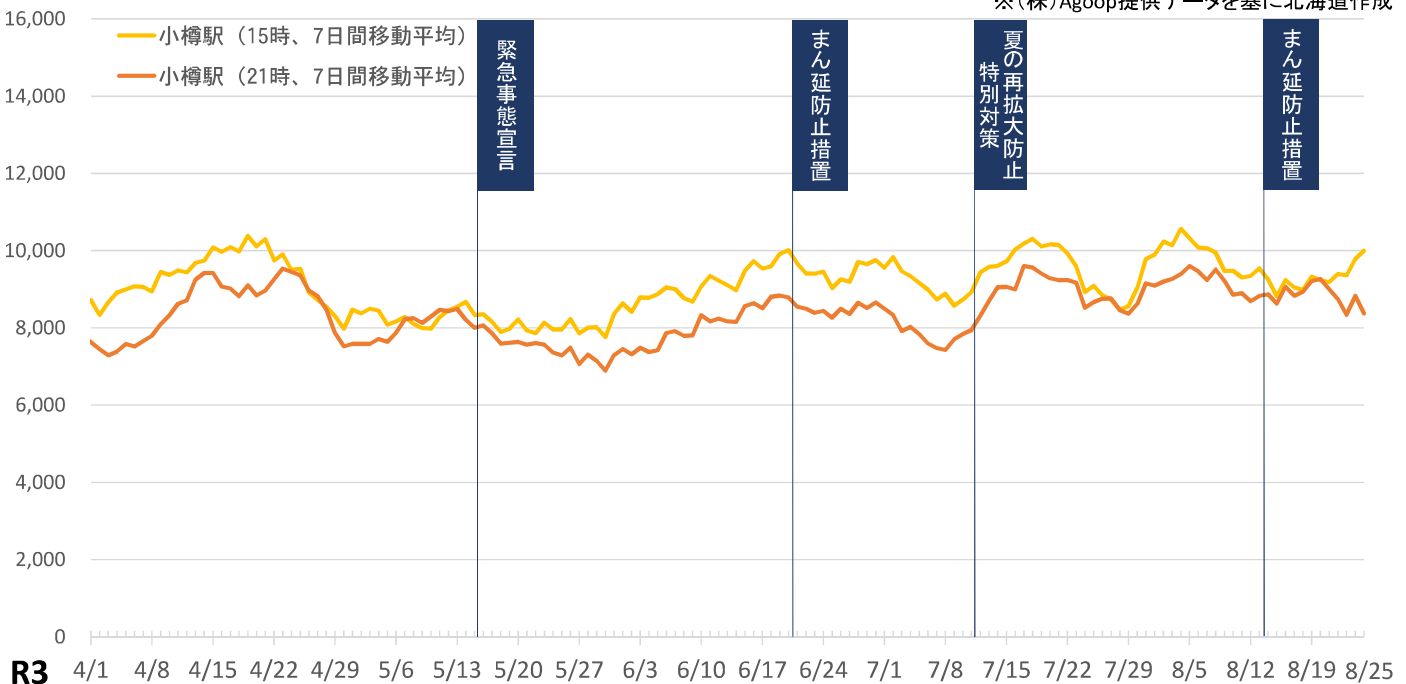
	R3.5.15	R3.8.25	(5/15比)
15時	53,101	60,000	(+13.0%)
21時	36,440	48,365	(+32.7%)

	R3.6.20	R3.8.25	(6/20比)
15時	49,760	60,000	(+20.6%)
21時	35,791	48,365	(+35.1%)

	R3.8.1	R3.8.25	(8/1比)
15時	63,254	60,000	(▲5.1%)
21時	57,277	48,365	(▲15.6%)

小樽市の人出(小樽駅周辺)

※(株)Agoop提供データを基に北海道作成



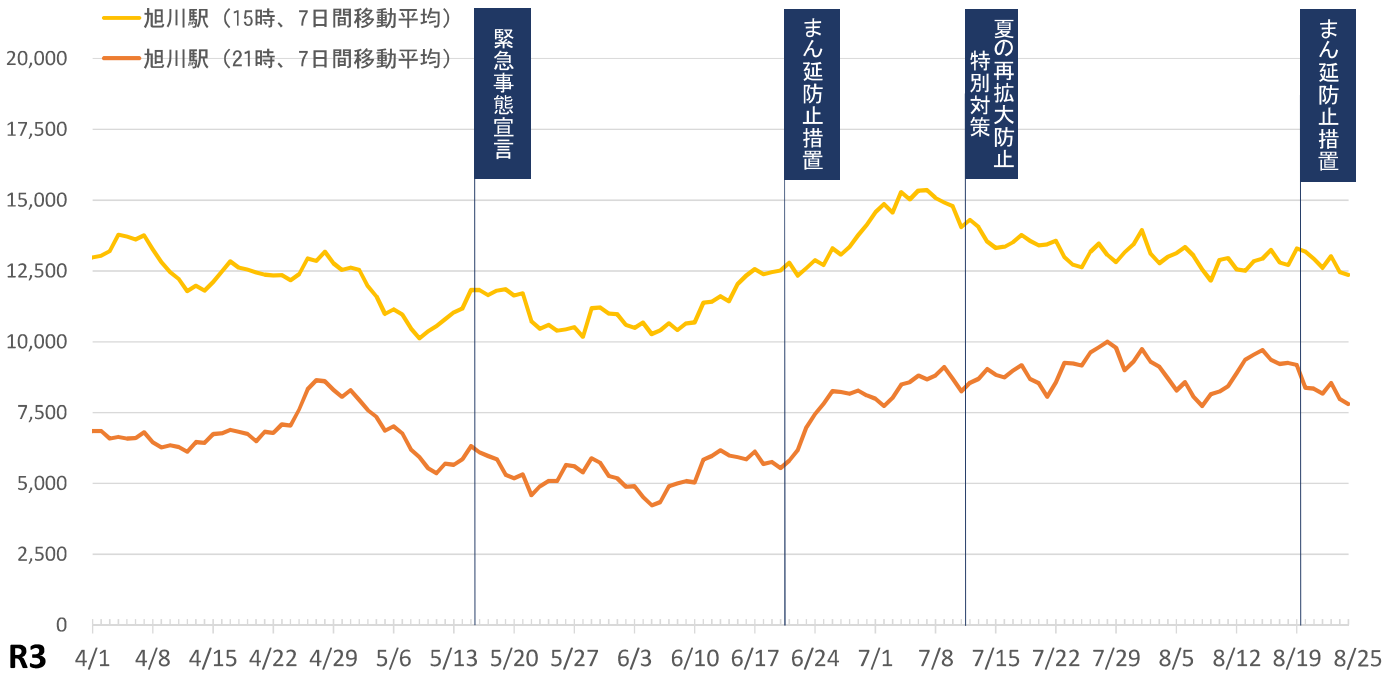
	R3.5.15	R3.8.25	(5/15比)
15時	8,335	9,995	(+19.9%)
21時	8,002	8,377	(+4.7%)

	R3.6.20	R3.8.25	(6/20比)
15時	10,013	9,995	(▲0.2%)
21時	8,788	8,377	(▲4.7%)

	R3.8.13	R3.8.25	(8/13比)
15時	9,540	9,995	(+4.8%)
21時	8,828	8,377	(▲5.1%)

旭川市の人出(旭川駅周辺)

※(株)Agoop提供データを基に北海道作成



R3 4/1 4/8 4/15 4/22 4/29 5/6 5/13 5/20 5/27 6/3 6/10 6/17 6/24 7/1 7/8 7/15 7/22 7/29 8/5 8/12 8/19 8/25

① 緊急事態宣言前との比較(人)			
	R3.5.15	R3.8.25	(5/15比)
15時	11,830	12,365	(+4.5%)
21時	6,322	7,803	(+23.4%)

② まん延防止等重点措置(6月)前との比較(人)			
	R3.6.20	R3.8.25	(6/20比)
15時	12,523	12,365	(▲1.3%)
21時	5,540	7,803	(+40.9%)

③ まん延防止等重点措置(8月)前との比較(人)			
	R3.8.19	R3.8.25	(8/19比)
15時	13,291	12,365	(▲7.0%)
21時	9,183	7,803	(▲15.0%)

26

新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種率等)

1 ワクチン接種状況について(8/24現在)

区分	第1回目		第2回目	
	接種者数	接種率	接種者数	接種率
北海道	2,302,153	43.7%	1,826,698	34.7%
(参考) 全国	57,907,515	45.6%	45,243,530	35.6%

※接種率は令和2年1月1日現在住民基本台帳の人口に対する割合(医療従事者等の接種回数には含まない。道の数値は道HP公表値、全国の数値は国の「ワクチン接種状況ダッシュボード」による)。なお、上記はVRSの入力値に基づくものであり、実際の接種率より低い場合があることに留意。

27

新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種率等)

2 年齢区分別接種状況(8/24現在)

区分	道内の接種対象人口(人)	道内の接種率		備考
		1回目	2回目	
12～19歳	349,973	10.6%	5.1%	※全国の65歳以上接種率 1回目 89.1% 2回目 86.5%
20～29歳	468,320	22.0%	13.1%	
30～39歳	560,849	23.2%	13.8%	
40～49歳	746,508	28.7%	16.5%	
50～59歳	692,205	43.0%	22.9%	
60～64歳	343,957	62.5%	38.2%	
65歳以上	1,656,347	88.4%	83.9%	

※接種率は令和2年1月1日現在住民基本台帳の各年齢区分別人口に対する割合(医療従事者等の接種回数を含む。数値は国の「ワクチン接種状況ダッシュボード」による)。なお、上記はVRSの入力値に基づくものであり、実際の接種率より低い場合があることに留意。

28

新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種の促進)

3 ワクチンの供給状況(単位:箱数)

○ファイザー社製ワクチン第14クール(9/13～9/26)の市町村への配分を8/24に決定。職域接種等も考慮し、15クール配分時に接種対象人口の8割程度となることを基本に配分予定量を整理。

ファイザー社製ワクチン	第1～12クール (4/5～8/29)	第13クール (8/30～9/12)	第14クール (9/13～9/26)	第15クール (9/27～10/10)	計	【調整枠】 第14-2、 15-2クール (9/20～10/10)
全国配分 A	108,841	9,244	9,243	9,173	136,501	1,557 + α
道内市町村希望量 B	7,146	650	607	538	8,941	道において希望量の根拠となるデータ等を示した上で、国のヒアリングを経て配分量が決定。
道への配分 C	4,622	434	434	434	5,924	
道シェア C/A	4.2%	4.7%	4.7%	4.7%	4.3%	
充足率 C/B	64.7%	66.8%	71.5%	80.7%	66.3%	

※上記のほか、集団接種会場及び職域接種にモデルナ社製ワクチンが配分されている。

【ワクチンの市町村間融通(8月25日現在)】

7月末以降、本庁指揮室と振興局で協力・連携し、ファイザー社製ワクチンを、13市町村から9市町村に、合計9,228回分(約8箱相当)を融通。

29

新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種の促進)

4 一般接種の状況①(アストラゼネカ社製ワクチン接種の接種登録受付開始)

接種会場	北海道ワクチン接種センター(ホテルエミシア)会場内に設置 ※当面、道内でアストラゼネカ社製ワクチンを接種できるのは当会場のみ。
接種登録受付	○登録開始予定 8月30日(月)8:45～ ※接種日は受付状況に応じ別途設定(9/6以降予定) ○登録方法 ・WEB上の専用申込フォーム(URL・QRコードは道HP上で公表、24時間受付) ・電話(道庁ワクチン等予防対策班、平日8:45～17:30) ※WEBでお申し込みの方についても、別途電話による確認をさせていただきます。
接種体制	接種日、時間に合わせ、同ワクチン専用レーンを設け対応
道への配分量	9月末までに1,000回(500人)分
対象者	・PEGアレルギー等で、mRNAワクチンを接種出来ない18歳以上の方 ・海外でAZワクチンを1回接種済みの18歳以上の方 ・その他、接種を希望する40歳以上の方 ※いずれも道内にお住まいの方が対象 ³⁰

新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種の促進)

4 一般接種の状況②(その他)

- 道医師会や札幌大等と連携・協力の下、8月23日から道直営の集団接種会場「北海道ワクチン接種センター」を、一般向けとして再開。
石狩振興局管内全市町村を対象に、居住市町村が実施する集団接種の受付要件に応じ順次対象者を拡大。週2回(火曜・金曜)、夜間接種(~19:30)も実施。

[第1週(8/23~8/29)の予約状況]
予約枠 4,200件 に対し 3,720件 受付、予約率 88.6%(8月26日9時現在)

[第2週(8/30~9/5)の予約状況]
予約枠 5,300件 に対し 5,300件 受付、予約率 100.0%(8月26日9時現在)
- 道内においても、職域接種及び大学拠点接種が進捗。国は、8月30日の週までに全ての会場にワクチンを供給できる見込みとしている。
国と企業等による申請内容の精査や市町村における接種の進捗を理由とする申請取り下げにより、8月25日17時現在の申請数は179件(受付が一時休止された6/25比▲30件)、うち国承認件数は174件。
- 一般向け接種の本格化に伴い、大学拠点接種実施校と連携した取組など、特に若年層のワクチン接種率の向上に資するよう、ワクチンへの正しい理解の促進等に関する広報の実施を検討。
- 妊娠中の方等へのワクチン接種について、国の通知も踏まえ、希望する場合にできるだけ早期かつ円滑にワクチン接種できるよう、市町村や医師会等あてに特段の配慮を要請。
- 今後とも、希望される方に一日も早くワクチン接種を受けていただけるよう、市町村等と連携し取り組む。

北海道における緊急事態措置 (案)

令和3年8月26日

実施内容

国による緊急事態措置区域の追加を踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、人と人との接触機会を徹底的に低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項、第2項及び同法第24条第9項により、道民等に対する要請を行うとともに、必要な協力について働きかけを実施する。

対象区域

特定措置区域

札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市

一般措置区域

特定措置区域以外の市町村

期間

令和3年8月27日(金)～9月12日(日)

特定措置区域

【特定措置区域の住民及び特定措置区域内に滞在している皆様への要請①】

特定措置区域

要請内容

(日常生活において)

◆感染性が高いとされるデルタ株に置き換わりが進んでいること等を踏まえ、「三つの密(密閉・密集・密接)」、「感染リスクが高まる「5つの場面※」」等の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)

※飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり

(特に外出の際は)

◆日中も含めた不要不急※の外出や移動を控える。特に20時以降の外出を控える。加えて、特に週末の外出を控える。(特措法第45条第1項)

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動してください。

◆大規模商業施設など混雑した場所への外出を半減させる。(特措法第45条第1項)

※例えば、買い物回数を半分にするなどに対応を行ってください。

◆重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。(特措法第24条第9項)

※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方

◆不要不急の都道府県間の移動は極力控える。(特措法第45条第1項)

※道外への移動がどうしても避けられない場合は感染防止対策を徹底するほか、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底をお願いします。

※また、移動先では「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数(5人以上)の会食は控えるようお願いします。

【来道(特定措置区域への訪問)を検討している皆様への協力依頼】

協力依頼内容

◆不要不急の帰省や旅行など、北海道への移動については、極力控えるよう求められている。どうしても移動が避けられない場合には、感染防止対策を徹底するとともに、

出発前にPCR検査を受けるなど、体調管理を徹底する。(協力依頼)

※国では、9月30日まで、羽田、成田、中部、伊丹、関西、福岡の各空港から北海道へ向かう利用者のうち、希望者に対して無料のPCR検査・抗原定量検査を実施。

要請内容

(特に飲食の際は)

- ◆ 感染防止対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控える。
(特措法第45条第1項)
- ◆ 飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。
(特措法第24条第9項)
- ◆ 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える。
(特措法第45条第1項)
- ◆ できる限り同居していない方との飲食を控える。
(特措法第24条第9項)

対象施設

- 〔飲食店〕 飲食店(居酒屋含む)、喫茶店 等(宅配・テイクアウトサービスを除く)
- 〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店
- 〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場

要請・協力依頼内容

【酒類又はカラオケ設備を提供(飲食業の許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む)する飲食店(酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く)】

- ◆ 休業とする。(特措法第45条第2項)
- 【上記以外の飲食店(宅配・テイクアウトサービスを除く)】
- ◆ 営業時間は5時から20時までとする。(特措法第45条第2項)

- ◆ 次の感染防止対策を実施する。(特措法第45条第2項)
 - ・従業員への検査推奨 ・入場者の整理・誘導
 - ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
 - ・手指消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒
 - ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
 - ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場も含む)
 - ・施設の換気を行う
 - ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる
 - ・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)及び北海道コロナ通知システムの活用呼びかけ
 - ・同一グループの入店は、原則4人以内
 - ・滞在時間の制限(2時間程度を目安)などにより同時に多数の人が集まらないようにする
 - ・店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う(黙食～食事は静かに、会話はマスク～の実践) など

- ◆ 業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆ 結婚式場においては、飲食店と同様の要請に従うこと。また、できるだけ短時間(1.5時間以内)で、少人数(50人又は50%のいずれか小さい方)で開催すること。(協力依頼)

※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給

【飲食店等に対する支援金】 8月27日～9月12日まで全期間(17日間)協力の場合
 中小企業・個人事業者:1店舗あたり68万円～170万円、大企業:1店舗あたり最大340万円

【イベントの開催についての要請・協力依頼】

特定措置区域

人数上限 及び 収容率

- 人数上限 5,000人 かつ 収容率 50%
※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する。

特措法第24条第9項

要請・ 協力依頼 内容

- ◆営業時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く)(特措法第24条第9項)
- ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)を行わない。(協力依頼)
- ◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆催物前後の三密及び飲食を回避する方策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆国の接触確認アプリ(COCoA)導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する。(特措法第24条第9項)
- ◆全国的な移動が見込まれるものは、開催について慎重に検討する。(協力依頼)

※ 8月28日までに販売されたチケットに限り、上記の記載事項を満たさずともキャンセル不要と扱う。8月29日以降は上記の記載事項を満たさないチケットの新規販売を停止すること。

※ 9月13日以降に開催予定のイベントについても、本対策期間中は、上記の記載事項を満たさないチケットの新規販売を停止すること。

5

【事業者への要請・協力依頼】

特定措置区域

要請・ 協力依頼 内容

- ◆職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す。(協力依頼)
- ◆事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制する。(協力依頼)
- ◆職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進する。(協力依頼)
- ◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。(特措法第24条第9項)
- ◆主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、20時以降、夜間消灯する。(協力依頼)
- ◆市営交通(地下鉄・市電)における終電の繰上げや主要ターミナル(大通駅、さっぽろ駅)における検温を実施する。(協力依頼)
- ◆他の交通事業者においても最終便の繰上げ等の対応を検討する。(協力依頼)

6

要請内容

- ◆高等学校では、時差通学、1日の授業時間の削減及び16時までの完全下校を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動では感染防止対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は行わないことや、学生寮や寄宿舎では共用スペースの活用により密状態を回避することなど感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。(特措法第24条第9項)
- ◆学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊研修等)を中止、延期、縮小する。(特措法第24条第9項)
- ◆部活動は、高体連等が主催する全道、全国に直結する大会等に出場する部活動に限り、感染防止対策を徹底し、活動を厳選(時間、人数、活動内容)するとともに、活動場所は自校内に限定して実施し、これ以外は休止とする。なお、健康状態の多重チェックを日常的に行うとともに、感染防止対策の全校指導体制を確立するほか、大会への参加は校長判断のもと行い、主催者等の感染防止対策を厳守する。(特措法第24条第9項)
- ◆大学、専門学校等では原則オンライン授業とし、困難な場合はクラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避する。(特措法第24条第9項)

【公立施設】

公立施設

- ◆原則休館とする。

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼①営業時間の短縮を要請する施設】

要請・協力依頼内容	施設の種類	内訳	要請・協力依頼内容	
			1,000㎡超	1,000㎡以下
要請・協力依頼内容	商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店など物品販売業を営む店舗	<ul style="list-style-type: none"> ◆営業時間は5時から20時までとする。(特措法第24条第9項) ※大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店などのうち、生活必需物資を除く 	<ul style="list-style-type: none"> ◆営業時間は5時から20時までとする。(協力依頼) ※大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店などのうち、生活必需物資を除く
	遊技施設	パチンコ屋、ゲームセンター など	<ul style="list-style-type: none"> ◆大規模商業施設において、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を行う。(特措法第45条第2項) ◆感染リスクが高い場面とされる百貨店の地下食品売り場等について、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を行う。(特措法第24条第9項) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆入場者の整理誘導等を徹底する。(特措法第24条第9項) ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼)
	遊興施設	性風俗店、勝馬投票券発売所、場外馬(車・舟)券売場 など	<ul style="list-style-type: none"> ◆土日におけるセールや集客イベントを自粛する。(特措法第24条第9項) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。(協力依頼) ◆カラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼)
	サービス業	スーパー銭湯、エステサロン など(生活必需サービスを除く)	<ul style="list-style-type: none"> ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼) ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。(協力依頼) ◆カラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼) 	

※1,000㎡を超える施設について、特措法に基づく営業時短の要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給(他の支援メニューを活用した施設は対象外となります)

【大規模施設(1,000㎡超)に対する支援金】

大規模施設 1日あたり20万円×面積/1,000㎡×時短率(※)×時短日数
 テナント 1日あたり2万円×面積/100㎡×時短率(※)×時短日数
 ※ 営業時間に占める時短の時間の割合

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼②イベントに準じた取扱いを要請する施設】

特定措置区域

要請・協力依頼内容	施設の 種類	内訳	要請・協力依頼内容	
			1,000㎡超	1,000㎡以下
要請・協力依頼内容	劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場、プラネタリウム など	<ul style="list-style-type: none"> ◆営業時間は5時から20時まで(イベント開催及び映画館は21時まで)とする。(特措法第24条第9項) ◆人数上限5,000人かつ収容率50%以内とする。(特措法第24条第9項) ◆人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を行う。(特措法第24条第9項) ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼) ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。(協力依頼) ◆カラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆営業時間は5時から20時まで(イベント開催及び映画館は21時まで)とする。(協力依頼) ◆人数上限5,000人かつ収容率50%以内とする。(特措法第24条第9項) ◆入場者の整理誘導等を徹底する。(特措法第24条第9項) ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼) ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。(協力依頼) ◆カラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼)
	集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館 など		
	ホテル・旅館	ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る)		
	運動施設 遊技施設	野球場、陸上競技場、スポーツクラブ、テーマパーク、遊園地など		
	博物館	博物館、美術館 など		
<p>※1,000㎡を超える施設について、特措法に基づく営業時短の要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給(他の支援メニューを活用した施設は対象外となります)</p> <p>【大規模施設(1,000㎡超)に対する支援金】 大規模施設 1日あたり20万円×面積/1,000㎡×時短率(※)×時短日数 テナント 1日あたり2万円×面積/100㎡×時短率(※)×時短日数 ※ 営業時間に占める時短の時間の割合</p>				

9

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼③】

特定措置区域

対象施設	要請・協力依頼
保育所、介護老人保健施設等の社会福祉施設など	・感染リスクの高い活動等の制限(協力依頼)
葬祭場	・酒類提供(利用者による酒類の持込を含む)を行わない(協力依頼)
図書館	・入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項)
ネットカフェ、マンガ喫茶、銭湯、理容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店など	・入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項) ・店舗での飲酒につながる酒類提供(利用者による酒類の持込を含む)及びカラオケ設備の使用自粛(協力依頼)
自動車教習所、学習塾など	オンラインの活用等の働きかけ(協力依頼)

10

一般措置区域

【一般措置区域の住民及び一般措置区域内に滞在している皆様への要請①】

一般措置区域

要請内容

(日常生活において)

◆感染性が高いとされるデルタ株に置き換わりが進んでいること等を踏まえ、「三つの密(密閉・密集・密接)」、「感染リスクが高まる「5つの場面※」」等の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)

※飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり

(特に外出の際は)

◆日中も含めた不要不急※の外出や移動を控える。特に20時以降の外出を控える。加えて、特に週末の外出を控える。(特措法第24条第9項)

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、極力家族や普段行動をとめている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動してください。

◆大規模商業施設など混雑した場所への外出を半減させる。(特措法第24条第9項)

※例えば、買い物回数を半分にするなど対応を行ってください。

◆重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。

(特措法第24条第9項)

※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方

◆特定措置区域との不要不急の往来は控える。(特措法第24条第9項)

◆不要不急の都道府県間の移動は極力控える。(特措法第24条第9項)

※道外への移動がどうしても避けられない場合は感染防止対策を徹底するほか、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底をお願いします。

※また、移動先では「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数(5人以上)の会食は控えるようお願いします。

【来道(一般措置区域への訪問)を検討している皆様への協力依頼】

協力依頼内容

◆不要不急の帰省や旅行など、北海道への移動については、極力控えるよう求められている。どうしても移動が避けられない場合には、感染防止対策を徹底するとともに、出発前にPCR検査を受けるなど、体調管理を徹底する。(協力依頼)

※国では、9月30日まで、羽田、成田、中部、伊丹、関西、福岡の各空港から北海道へ向かう利用者のうち、希望者に対して無料のPCR検査・抗原定量検査を実施。

要請内容

(特に飲食の際は)

- ◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮に応じていない飲食店等の利用を控える。(特措法第24条第9項)
- ◆飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。(特措法第24条第9項)
- ◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える。(特措法第24条第9項)
- ◆食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する(「黙食～食事は静かに、会話はマスク～」の実践)。(特措法第24条第9項)

対象施設

- 〔飲食店〕 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店 等(宅配・テイクアウトサービスを除く)
- 〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
- 〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場

要請内容

- ◆営業時間は5時から20時までとする。(特措法第24条第9項)
- ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)は、一定の要件※を満たした店舗においては11時から19時までできることとし、要件を満たさない店舗については、酒類の提供を行わない。(特措法第24条第9項)
※同一グループの入店は、原則4人以内、アクリル板等の設置(座席の間隔の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)及び北海道コロナ通知システムの活用呼びかけ、滞在時間の制限(2時間程度を目安)などにより同時に多数の人が集まらないようにする、店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う(黙食～食事は静かに、会話はマスク～の実践)、業務開始前に検温を行うなど従業員の体調確認を行う
- ◆業種別ガイドラインなど次の感染防止対策を実施する。(特措法第24条第9項)
 - ・従業員への検査推奨 ・入場者の整理・誘導
 - ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
 - ・手指消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒
 - ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
 - ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場も含む)
 - ・施設の換気を行う
 - ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる など
- ◆飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない。(特措法第24条第9項)

※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給

【イベントの開催についての要請・協力依頼】

一般措置区域

人数上限 及び 収容率 (※1)

○人数上限
5,000人

特措法第24条第9項

○収容率

[100%以内] 大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの(※2)

[50%以内] 大声での歓声・声援等が想定されるもの(※3)

※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する。

※1 人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

※2 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等、飲食を伴う発声がないもの(イベント中の食事を伴う場合であっても、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱うことを可とする。)

※3 ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等(異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい、すなわち、収容率は50%を超える場合がある。)

要請・ 協力依頼 内容

- ◆営業時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く)(特措法第24条第9項)
- ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)は19時まで(協力依頼)
- ◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆催物前後の三密及び飲食を回避する方策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆国の接触確認アプリ(COCOA)導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する。(特措法第24条第9項)
- ◆全国的な移動が見込まれるものは、開催について慎重に検討する。(協力依頼)
- ◆イベント関連施設及びイベントを開催する場合がある施設については、施設の運営に際して、イベント開催か否かに関わらず、人数上限、収容率等の内容を遵守する。(協力依頼)

※ 8月28日までに販売されたチケットに限り、上記の記載事項を満たさずともキャンセル不要と扱う。8月29日以降は上記の記載事項を満たさないチケットの新規販売を停止すること。

※ 9月13日以降に開催予定のイベントについても、本対策期間中は、上記の記載事項を満たさないチケットの新規販売を停止すること。

14

【事業者への要請・協力依頼】

一般措置区域

要請・ 協力依頼 内容

- ◆職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す。(協力依頼)
- ◆事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制する。(協力依頼)
- ◆職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進する。(協力依頼)
- ◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。(特措法第24条第9項)
- ◆主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、20時以降、夜間消灯する。(協力依頼)
- ◆交通事業者においては、感染防止対策を徹底する。(協力依頼)
- ◆1,000m²超の集客施設については、営業時間の短縮、酒類提供の自粛及びカラオケ設備の使用自粛について検討する。(協力依頼)
- ◆大規模商業施設及び感染リスクが高い場面とされる百貨店の地下食品売り場等について、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を行う。(協力依頼)

15

要請内容

- ◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動では感染防止対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は行わないことや、学生寮や寄宿舎では共用スペースの活用により密状態を回避することなど感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。(特措法第24条第9項)
- ◆学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊研修等)を中止、延期、縮小する。(特措法第24条第9項)
- ◆部活動は、高体連等が主催する全道、全国に直結する大会等に出場する部活動に限り、感染防止対策を徹底し、活動を厳選(時間、人数、活動内容)するとともに、活動場所は自校内に限定して実施し、これ以外は休止とする。なお、健康状態の多重チェックを日常的に行うとともに、感染防止対策の全校指導体制を確立するほか、大会への参加は校長判断のもと行い、主催者等の感染防止対策を厳守する。(特措法第24条第9項)
- ◆大学、専門学校等ではオンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避する。(特措法第24条第9項)

【公立施設】

公立施設

- ◆道立施設は、原則休館とする。
- ◆市町村立施設は、感染状況や施設の目的を踏まえて、順次休館等を検討する。

「北海道における緊急事態措置（道案）」等に対する主な意見

1 有識者・専門家等の意見

1-①

道案に対する異論なし。

クラスターの発生が少しずつみられる幼稚園や保育園について感染予防の再度の徹底が必要。

幼稚園や保育園は、学校と比較して小規模なため、感染予防対策がおろそかになりがち。家庭内感染により、クラスターの発生を防ぐため、学校に付け加えて、幼稚園や保育園の対策もお願いする。

1-②

急激な感染拡大を踏まえ、国の緊急事態宣言に基づき、全道域で感染対策を強化することはやむを得ないものとする。

1-③

措置案には特に異議なし。

これまでのまん延防止重点措置と大差ないことから、緊急事態宣言を機に、全道域で危機感を共有できるように、周知徹底に向けた分かりやすい情報発信に力を入れるべき。

デルタ株のまん延に伴い、家庭内感染の拡大が見られることから、保育園や学校など教育現場における感染対策の徹底に向けて、専門家による点検活動を行っていかか。現場ごとの感染防止対策のポイントを指摘し、見落としに気づくきっかけをつくる必要があると考える。部活動については、大会への参加は校長判断とされているが、学校間で濃淡がつかないよう、より安全側で判断するための統一的な対応が必要だと思う。

また、全国からの来道者の抑制に向けて、緊急事態宣言地域への往来を控えるよう強く呼び掛ける取り組みを政府に求めていただきたい。

1-④

現在最も有効であるワクチン接種の推進をお願いしたい。集団接種会場について、就労者に対応する為、接種時間を夜間まで延長したことは評価するが、さらなる接種者への啓蒙と医療機関にワクチン接種を積極的に進めていただくよう働きかけをお願いしたい。

1-⑤

一定のルールに基づいてしか要請ができないものと思うので、提案内容に意見はなし。

これまで以上に、強力な呼びかけや従ってほしい方針が示されないと、自粛疲れ、宣言慣れの中で「どうせ協力しても効果がない」と思われかねない。

知事や自治体の長以外にも、道民が耳を傾けるような人の起用、媒体を使った発信など、ここまでやるなら相当に大ごとだと思わせるような対策が打てないと、結局効果が得られないままになりそう。

また、治療にあたる医療機関や在宅療養、宿泊療養、それぞれの連携、効果的な検査呼びかけなども重要になると思う。

1-⑥
道案について概ね妥当。

2 市町村・関係団体の意見

2-①
この度の道案については、同意する。
なお、飲食店等に対する措置が、これまでの時短要請から休業要請に切り替わることにより、飲食店への食材の卸業者等への影響がこれまで以上に拡大することが懸念されるため、幅広い業種に対する支援について、国への要請も含め、検討いただくよう、切にお願い申し上げます。

2-②
一般措置区域に対する要請内容については、ワクチン接種率を加味したものとすることも必要と考える。
また、特定措置区域には、道内の中核的市を加えることで道内全体のまん延防止に効果があるのではないかと考える。

2-③
今回の対策強化についての周知については、これまでの対策とどういった点が違うのかなどということをわかりやすく伝えるなど、行動自粛につながるような丁寧な情報発信をするなど、国民の健康と命を守る万全の対策を講じていただきたい。
また、周知方法については、新聞、テレビ、ラジオの報道はもちろんのこと、インターネットやSNSなどの周知を強化していただきたい。現在、感染者の率が増えてきている若い世代は、テレビを視聴する人よりもインターネットを視聴する人が多いことから、効果的な周知のため、YouTubeやLINEなどのSNSへの広告による情報発信を重点化してはいかか。

2-④
全道の新規感染者数が増加しているなど感染拡大が続いている状況から、国の緊急事態宣言を踏まえ、さらなる対策を講じることは当然の判断と考える。
ワクチン接種は感染防止対策の有効な手段であることから、感染者数の割合が高い若い世代への接種を促進させる対策を検討する必要があると考える。

2-⑤
道案に対し意見はないが、期間内に徹底した対策を行い、早期に解除されることを求める。

2-⑥

ワクチン接種が進捗する中、今回の緊急事態宣言を最後の発令にするとの強い決意が伝わるよう、対策を打ち出す。要請がされ、今回は、緊急事態宣言を期する。休業要請がされたい。今回の緊急事態宣言を期する。休業要請がされたい。

札幌市の20歳未満の感染者割合が19.3%にのぼるなど、全道的にも10代及び10代未満の若者がいる世代の感染拡大が続いており、政府の専門家から懸念する声も上がる。この緊急事態宣言を契機に、教育現場、特に小中高学校でのオンライン授業を確立し、ハイブリッド授業にする対策を打ち出し、保護者や本人が授業形態を選択できる環境を整え、感染拡大防止と教育機会保障の両立を実現したい。小中高学校でのハイブリッド授業は、保護者の不安感を緩和し、テレワークの浸透、事業者への出勤者数7割削減要請との相乗効果も期待できる対策のひとつと考える。

さらに、若年層への周知は、テレビや新聞、ホームページではなくSNSが有効。一刻も早く、SNSを活用した対策徹底の周知をお願いしたい。

また、デルタ株は、40,50代の重症化が目立つ。

40,50代へのワクチン接種をより一層促進していただきたい。ワクチン接種の加速化には職域接種がカギを握っており、ワクチン確保を国に働きかけていただきたい。

一方、ほぼ接種が終了している地域もあり、その地域の感染状況をモニタリングしていただき、ワクチン接種を悩んでいる方々に対して、接種した効果を明示し、接種を決断していただくよう促していただきたい。

2-⑦

道内の感染状況を考えると、「緊急事態措置」の適用はやむを得ないもの、地域で強い危険区域の飲食店・商業施設等や、新たに時短要請等が講じられる「特定措置区域」の飲食店等に対しては、対策への理解と協力が得られるよう、対策の効果を支援金等について丁寧に説明をいただくことも、被災者や事業者の増えを考慮し、若い世代に伝わるメッセージの発信の工夫や医療提供体制の充実をお願うとともに、道民の安全・安心に向けた「見える化」やメッセージの発信をお願いしたい。

感染拡大を収束させるための鍵であるワクチン接種については、必要量を迅速に消化する工夫などを進め、現役世代への接種を加速化するよう願う。道と連携し、「職場への出勤抑制」や、従業員の日常生活における「20時以降や週末の外出を控える」「混雑した場所への外出を半減させる」などの今回の対策を会員企業に周知徹底していく。道においても、企業の「テレワーク導入」に対する機器整備費用への支援や相談体制の充実等を引き続きお願いしたい。

道の警戒ステージの改定について

改定の考え方

- ワクチンの接種が進む中、国において、ステージ判断の指標について見直しを検討する意向が示されている。
- 一方、道のこれまでのステージの運用において、
 - ・新規感染者数が少ない段階でのステージ区分の意義が薄れている
 - ・国と道の警戒ステージの混同が見られるといった課題もあり、まずは、警戒ステージについて必要最小限の見直しを行いつつ、変異株による影響やワクチン接種率の向上に伴う効果などに係る国の検討状況を踏まえて、改めて、適切な見直しを行う。

改定のポイント

- 道と国のステージ分類の統一（5段階⇒4段階）
- ステージ判断のための指標の統一

改定案

従来の警戒ステージ2と3を統合し
新たな警戒ステージ2を設定

ステージ			1	2	3	4
感染状況	新規感染者数		—	10万人あたり 2人/週以上	10万人あたり 15人/週以上	10万人あたり 25人/週以上
	感染経路 不明割合		—	50%以上	50%以上	50%以上
	PCR陽性率		—	増加	5%以上	10%以上
医療提供体制等の 負担	医療の 逼迫具合	入院医療 病床 使用率	—	増加	確保病床の20%以上	確保病床の50%以上
		入院率	—	—	40%以下	25%以下
		重症者用 病床 使用率	—	増加	確保病床の20%以上	確保病床の50%以上
	療養者数		—	増加	10万人あたり 20人以上	10万人あたり 30人以上

入院率の追加等、指標を統一

「新しい警戒ステージ」 について（改定） （案）

警戒ステージの指標等については、感染性が高いとされる変異株による影響やワクチン接種率の向上に伴う効果などに係る国の検討状況を踏まえ、適切な見直しを行う。

○月○日 改定

警戒ステージの設定の考え方

- 国の新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言「今後想定される感染状況と対策について」において、感染状況を4段階に区分し、移行の目安となる指標と、それぞれのステージで「講ずべき施策」が示された。
- 道としてはこの提言に準拠することを基本としつつ、本道における感染拡大を効果的に抑え込むため、本道の実情を踏まえて、指標及び講ずべき施策を設定する。
- 施策の実施に当たっては、感染はどこでも起こりうる可能性があることから全道域での取組を基本としつつ、広域分散型の社会構造を有する本道の特殊性を考慮し、感染状況や医療提供体制等を踏まえ、必要に応じて、特定の地域や業態を対象とした施策を講じるなど適切な対応を検討する。
- 道としては、この警戒ステージの考え方を含めて、道民や事業者と認識を共有し、この感染症のまん延の防止や医療提供体制への負荷の軽減を図りながら、地域と一体となって感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた取組を推進する。

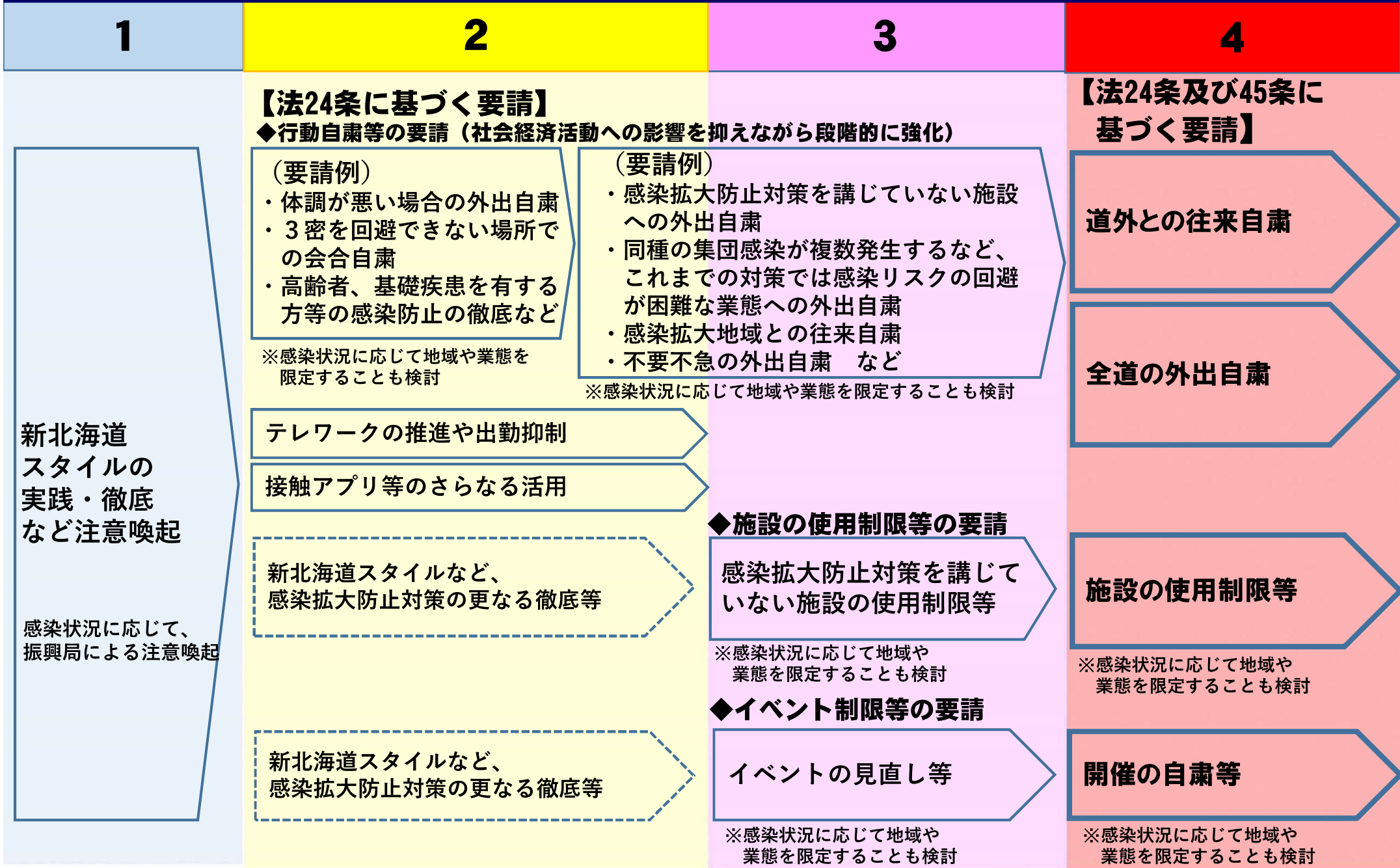
目 標

- ① 十分に制御可能なレベルに感染拡大を抑制するとともに、死亡者・重症者数を最少化
- ② 迅速かつ効果的に感染拡大防止対策を講じ、感染レベルをなるべく早期に減少
以上を通じて感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指す

警戒ステージの状況と対応の考え方

ステージ	状 況	対応の考え方	(参考) 国の分科会ステージ
1	<p>感染者が散発的に発生しており、医療提供体制に大きな支障がない段階</p>	<p>感染状況などを踏まえて、感染予防の徹底などについて注意喚起（感染状況に応じて、振興局による注意喚起）</p>	I
2	<p>感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階 3密環境などリスクの高い場所で集団感染が度々発生することで、感染者が漸増し、重症者が徐々に増加してくる。このため、保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大するとともに、新型コロナウイルス感染症に対する医療以外の一般医療も並行して実施する中で、医療提供体制への負荷が蓄積しつつある状況。</p>	<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p>個々の行動変容に対する協力を要請</p> <p>感染状況を踏まえたより強い行動変容に対する協力を要請</p>	II
3	<p>感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階 ステージ2と比べて集団感染が広範に多発する等、感染者が急増し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況。</p>	<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p>事業者に対する施設の使用制限など強い協力を要請</p>	III
4	<p>爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階 病院間集団感染の連鎖などの大規模かつ深刻な集団感染の連鎖が発生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生し始め、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避けるための対応が必要な状況。</p>	<p>特措法第24条第9項及び第45条に基づく要請</p> <p>国の緊急事態宣言を踏まえ、さらに強い協力を要請</p>	IV

警戒ステージの対応の目安



※警戒ステージに関わらず、全国の感染状況を踏まえ、感染が拡大している道外地域との往来自粛等に対する協力を要請

警戒ステージの指標（移行等の目安）

ステージ		1	2	3	4	
感染状況	新規感染者数	—	10万人あたり 2人 /週以上	10万人あたり 15人 /週以上	10万人あたり 25人 /週以上	
	感染経路不明割合	—	50% 以上	50% 以上	50% 以上	
	PCR陽性率	—	増加	5% 以上	10% 以上	
医療提供体制等の負荷	医療の逼迫具合	入院医療 病床使用率	—	増加	確保病床の 20% 以上	確保病床の 50% 以上
		入院率	—	—	40% 以下	25% 以下
	重症者用病床 病床使用率	—	増加	確保病床の 20% 以上	確保病床の 50% 以上	
	療養者数	—	増加	10万人あたり 20人 以上	10万人あたり 30人 以上	

※人口は、直近の1月1日現在の住民基本台帳人口に基づき算出

※確保病床は、直近の「病床・宿泊療養施設確保計画」に基づき算出

参考：振興局別の人口との比較

		令和3年1月1日 住基人口	10万人あたりの数(週あたり)		
			2人／週	15人／週	25人／週
北海道		5,228,732	105	785	1,308
【参考】					
道央	空知総合振興局	282,686	6	43	71
	石狩振興局	2,384,438	48	358	597
	後志総合振興局	200,741	5	31	51
	胆振総合振興局	382,781	8	58	96
	日高振興局	64,335	2	10	17
道南	渡島総合振興局	383,830	8	58	96
	檜山振興局	34,261	1	6	9
道北	上川総合振興局	484,972	10	73	122
	留萌振興局	43,657	1	7	11
	宗谷総合振興局	61,615	2	10	16
オホーツク	オホーツク総合振興局	273,695	6	42	69
十勝	十勝総合振興局	334,736	7	51	84
釧路・根室	釧路総合振興局	224,208	5	34	57
	根室振興局	72,777	2	11	19

ステージ	医療提供体制の負荷の状況
1	<p>◆医療提供体制に大きな支障がない段階</p>
2	<p>◆中核的医療機関の機能制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外来機能の縮小・停止等により、一部患者が診療を受けられないおそれが発生する状況 ・地域によっては、小児・周産期救急、がん治療などに支障が出るおそれが発生する状況 <p>◆一般診療への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の受入調整に時間を要し、入院待機者が増加するおそれが発生する状況 ・帰国者接触者外来など一部医療機関の負担が急増し、診療所、歯科医療などにも大きな支障が出るおそれが発生する状況 <p>◆地域の状況に応じて宿泊療養の開始を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域によっては、患者数の増加により、病床利用率が増加し、軽症者に対する宿泊療養の開始を検討 <p>◆全道的な宿泊療養の開始、自宅療養の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全道的に医療機関の病床利用率が増加し、道内各圏域で宿泊療養施設の運用を開始。患者の状況に応じた自宅療養の開始を検討
3	<p>◆地域の医療機能の低下、三次医療機能の一部を制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全道域で患者数が増加し、医療従事者の負担が暫増し、医療機能が大きく低下 ・地域によっては、事故・災害によるけが、がん、脳疾患、心疾患患者など比較的高度で専門的な医療を確保できないおそれが発生する状況 <p>◆慢性期医療、介護サービスの停止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団感染の発生状況によっては、慢性期医療や介護サービス全般を維持できなくなるおそれが発生する状況
4	<p>◆三次医療を大幅に制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全道的に、比較的高度で専門的な医療を受けられなくなり、事故や災害によるけが、がん、脳疾患、心疾患の患者を救命できないおそれが発生する状況 <p>◆臨時的医療施設の設置やトリアージの開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全道的に医療機関の受入能力を超過した場合、公共施設等の転用など臨時的医療施設を設置 ・トリアージが開始され、一部重症者への医療提供を見送るほか、地域によっては、中等症の患者にも自宅療養を開始

「新しい警戒ステージについて（改定道案）」に対する主な意見

1 有識者・専門家等の意見

1-①

道案については妥当。

ステージ分類の統一は重要なので早めに対応してほしい。

1-②

道の改定案について異論なし。

感染者数の急増で今までの指標では合わなくなっていること、PCR検査数の限界もありステージ後半では新規感染者数の重要性が薄れてきているので、病床数の逼迫具合を目安にすることは合理的。

1-③

これまでは、根拠指標がダブルスタンダードであり、分かりにくいと感じていたので、ステージを統一されるのは良いこと。今後の出口戦略に関しても様々な意見が出てくるので、その前に統一されることは非常に有意義。

1-④

警戒ステージ等の見直しについては、全国との比較も容易になったことから、本道の置かれている状況を客観的に示すことなどにより、道民の危機意識の醸成に向けて効果的に活用してほしい。

1-⑤

特に追加意見等はなし。

医療機関の連携等の方策についても、ステージに応じて対応する必要があり、今後、少し落ち着いた段階で整理いただきたい。

今後、デルタ、ラムダに加え、新たな変異株の出現もありえる。人の出入りする口が決まっている北海道としては、まず外から入れないことが重要で、道外との行き来を強く止めることは難しいとしても、検査体制については必要に応じて強化できるよう検討してほしい。

2 市町村・関係団体の意見

2-①

警戒ステージの改定に関しては異論なし。

指標については、単なる目安としての取扱いではなく、出口戦略の基準値、目標値として、しっかりと活用してほしい。

2-②

引き続き、「道の警戒ステージ」を持つのではなく、「国の警戒ステージ」だけを使用することとし、「道の警戒ステージ」を廃止したほうがわかりやすいのではないかと。

2-③

国の警戒ステージとの混同を回避すべく、「警戒ステージ」の段階を
国に揃えることを先行して改定することに異論なし。

北海道のこれまでの感染状況を総括した場合、東京感染拡大→札幌感
染拡大→道内各地感染拡大は明白。首都圏の感染状況をしっかりとモニ
タリングした上で、北海道の地域性・広域性を考慮し、判断・運用を行
ってほしい。

また、変異株、ワクチン接種の進捗等により、感染状況が変化し、そ
れに即した改訂・対応が急務であり、迅速に適用すべく準備・検討に万
全を期してほしい。広域分散型社会構造である北海道の実情を反映した
改定を期待。

実行再生産数など、感染拡大の兆候を示すデータもあることから、有
効なデータ・情報のモニタリングの強化と道民へのわかりやすい周知を
お願いしたい。